

**令和 5 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書**

尼崎市

株式会社野村総合研究所

令和 6 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	4
1.3	実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス.....	7
1.4	スケジュール・実施体制.....	9
1.5	本実証に要する費用.....	13
第2章	連携するデータ項目の選定.....	14
2.1	必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	14
2.2	データ項目の選定結果.....	15
第3章	判定基準の検討.....	17
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	25
4.1	個人情報の取扱いに係る法的整理.....	25
4.2	個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点.....	28
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な取組み.....	33
第5章	システムの構築.....	34
5.1	システムの概要.....	34
5.2	データ連携方式（システム構成）.....	36
5.3	データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能.....	38
5.4	システムによる判定機能の構築.....	39
5.5	情報へのアクセスコントロールの整理.....	41
5.6	安全管理措置の実施.....	41
第6章	データの準備.....	42
6.1	アナログ情報のデジタル化.....	42
6.2	データの加工.....	43
6.3	名寄せ.....	44
6.4	その他、データの準備に係る諸課題への対応.....	45
第7章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	46
7.1	システムによる判定の結果.....	46
7.2	支援に向けた人による絞り込み.....	47
7.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	50
第8章	事業効果の評価・分析.....	53
8.1	データ連携による抽出結果の全体像.....	53
8.2	困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示.....	56
8.3	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	58
第9章	考察・まとめ.....	59

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

尼崎市では、以前より、地域のこどもの成長について家庭や学校だけではなく、市役所や各種関係機関、地域住民も含めて一緒に育てるという土壌が醸成されていた。こうした中、市内のこどもに対する支援を行うため、福祉系システム（子どもの育ち支援システム）を構築して、こどもに関わる関係部局が保有しているシステムのデータを連携しているほか、要保護児童等にかかわる情報を収集し、支援記録を福祉系システムに入力することで情報を一元管理して支援に活用しており、これまでも多くのこども達の支援を行っている。

しかしながら、子どもの育ち支援システムが教育系システムと十分に連携されておらず、学校の出欠状況や身長、体重などの学校保健データ等、こどもの健康に関する情報を保有していないなど、支援を行うに当たって新たな課題も出てきた。そのため、こどもの出欠状況や健康状態についての情報は別途収集する必要があった。

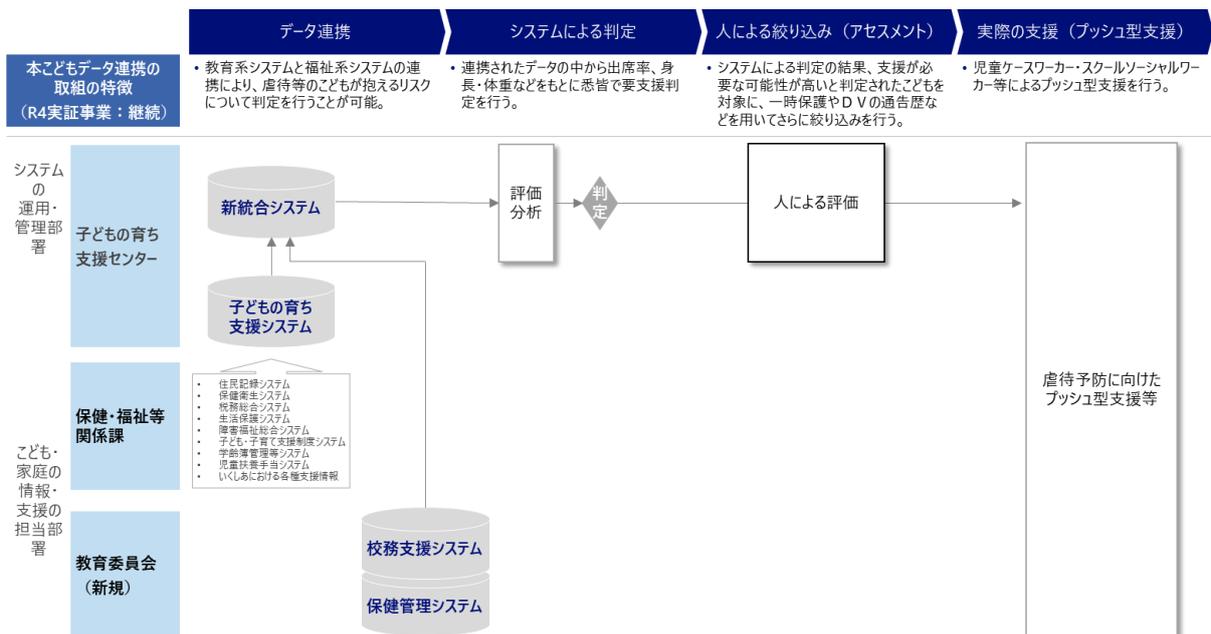
このような状況に鑑み、令和4年度の実証事業において、福祉系システムと教育系システムを連携した上で、これまでの知見を活かして虐待リスクが高い傾向があると見込まれるこどもを多面的に分析できる新統合システムを開発することで、虐待等の早期発見、事前予測を行うことを目的に取組を行った。

当該実証事業では、リスク判定ロジックを検討し終え、今後、システム上でリスクが高いと判定されたこどもが実際にはどのような状況であるかといった分析を行う予定としている。また、システムによる判定でリスクがあると判定されたこどもの件数が想定より多かったため、リスクが高そうなこどもとして判定された中において、現在本市で支援の対象として把握しているこどもがシステム上ではどのように判定されているのかといった分析を行いつつ、リスクポイントをどの程度の閾値で設定するのか点数設定も含め今後の検討事項としている。

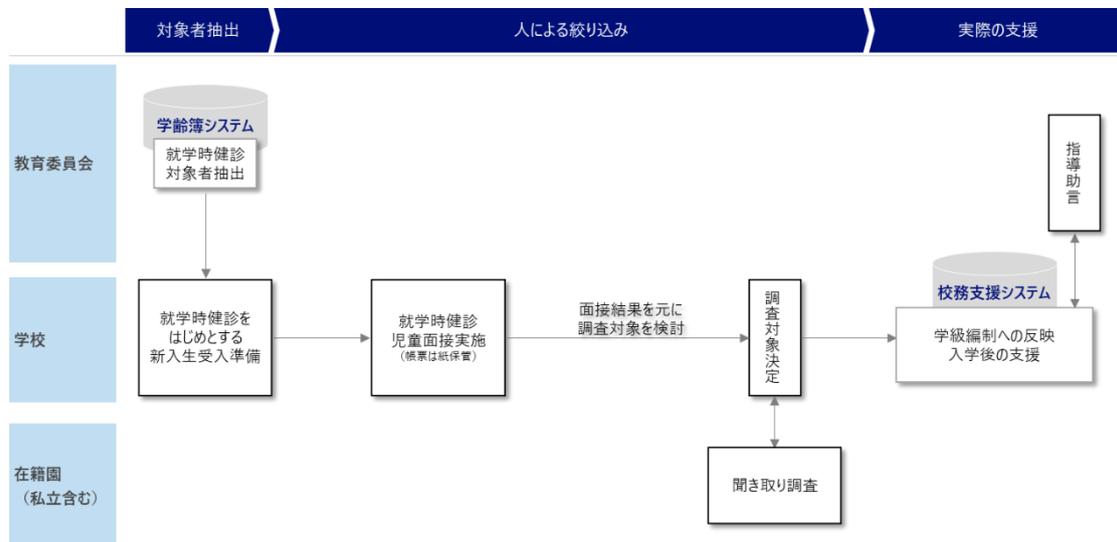
また、教育委員会が市立41小学校で行う就学時の健康診断（以下「就学時健診」という。）において、発達障害を早期発見し、小学校入学後の円滑な支援等を行うことを目的に、「児童面接」を悉皆で実施している。

発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の適切な支援に向けて、より詳細な情報を得るため、令和4年度は、モデル事業として3校を選定し、同校に就学予定の児童のうち、「児童面接」の結果、支援を要する可能性がある児童を対象に、在籍園での生活や支援の状況を把握するため、市内統一の支援引継ぎ表を用いて、在籍園から情報収集し、各モデル校に情報提供を行う取組を進めた。さらに、令和5年度は、モデル事業を継続しながらモデル校を11校に拡大し、近い将来、全校への拡大についても検討を進めていく予定となっている。

図表 1 - 1 これまでの取組概要（虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援）



図表 1 - 2 これまでの取組概要（発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等）



1.1.2 目的

こうした背景の中、尼崎市における本実証事業の目的としては、昨年度の実証事業に係るものとして、昨年度開発した新統合システムのリスク判定機能を活用し、今後取り組むこととしていたシステムの判定結果の精度等の検証を進めるとともに、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型支援（見守り支援の強化、支援方針の見直し等）を行うことで虐待等の早期発見・早期支援につなげることが挙げられる。

また、本実証事業での新たな取組として、就学時健診の結果から支援を必要とする可能性のある児童の情報を在籍園から収集することにより、要支援児童の早期発見とともに小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や相談支援を展開し、対象児の転校や中学校、高等学校等への円滑な支援の引継ぎをも可能とすることで、切れ目のない支援を実現し（縦の連携）、さらに、保健・福祉との連携による個別支援や支援者支援に活用し、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制構築を行う（横の連携）ことで、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進させることを目的とするものである。

1.2 実証事業の内容

令和4年度に構築した新統合システムにおけるリスク判定や人による評価結果の検証とともに、プッシュ型支援に向けた運用及びその効果検証等を実施する。

また、現在、就学時健診の結果については、各小学校における帳票管理としているところ、本実証事業において、新たに「就学前の子ども情報システム」を開発することで、就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をOCRで読取りデータ化するものとする。

また、得られたデータを基に発達障害の早期発見に向けたスクリーニング基準を策定した上で、システムにより在籍園への調査対象者の抽出と調査に係る帳票出力を行い、在籍園への調査を実施することで、入学以降の一貫した相談支援等、切れ目のない支援を行う（縦の連携）。

なお、当該在籍園への調査は、公立幼稚園・保育所だけでなく、今回の実証事業における民間との情報連携として私立幼稚園・保育園等の在籍園に対しても園での生活や支援の状況を全市統一の支援引継ぎ表により情報取得するものとする。

さらに、就学時健診の児童面接結果に係るデータ、在籍園調査データ及び小学校入学後の支援において策定される個別の教育支援計画等のデータ（校務支援システム：特別支援教育系）について、福祉系システムである「新統合システム」とデータ連携することで、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制を構築し（横の連携）、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進させるものとする。

なお、これらの取組を進めるための具体的な実施事項は、図表1-3のとおりである。

図表1-3 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

取組	① 虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援 (令和4年度実証事業の継続分)	② 発達障害(疑いを含む)等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援 (令和5年度実証事業分)
対象とする困難の種類	虐待等	発達障害
実証事項	<ul style="list-style-type: none"> 新統合システムにおけるリスク判定や人による評価結果の検証とともに、プッシュ型支援に向けた運用及びその効果検証等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに「就学前の子ども情報システム」を開発し、就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をデータ化しながら、発達障害の早期発見に向けて、第一次のリスク評価を行い、在籍園(公立幼稚園・保育所に加え、私立幼稚園・保育園の在籍園も含む)への調査により情報取得し、同システムにより当該調査内容もデータ化を実施する。 こうしたデータを活かし、小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や支援へつなげる。 就学前の子ども情報システムから就学時健診等に係るデータ、校務支援システムから個別の教育支援計画に係るデータ、また、学齢簿管理等システムからデータマッチングに必要なデータをそれぞれ新統合システムに取り込み、個別支援や支援者支援に活用する。

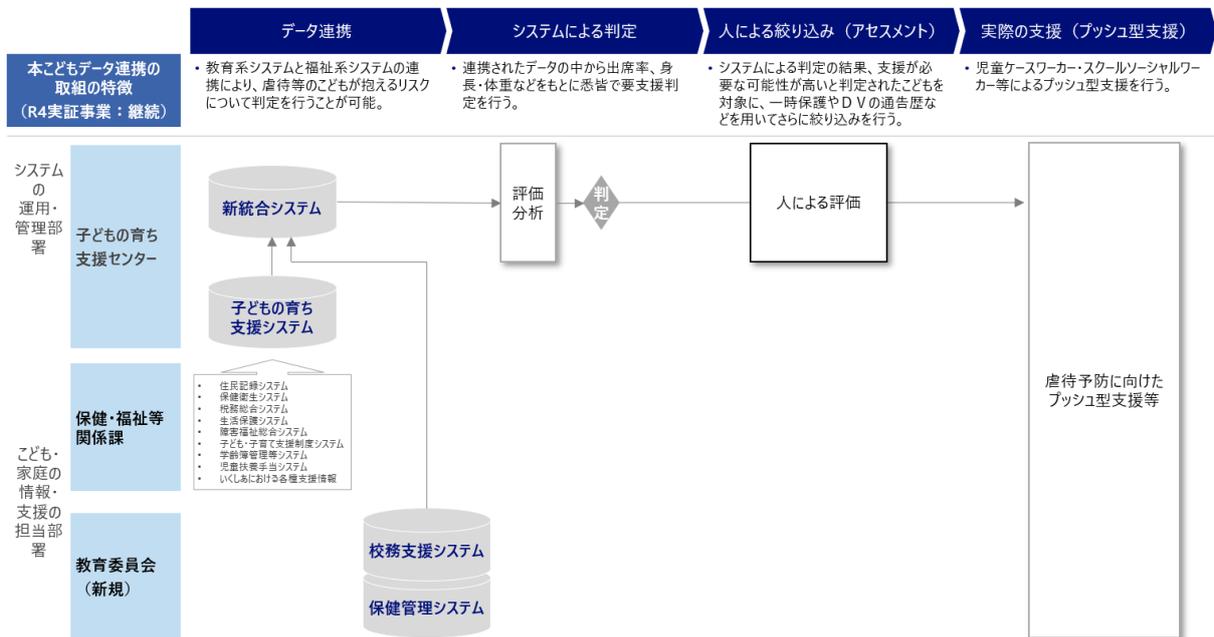
<p>本年度末のゴール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもや家庭へ、困難な状況が発生する前・重篤化する前にプッシュ型支援を実施できている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもや家庭へ、困難な状況が発生する前・重篤化する前にプッシュ型支援を実施できている状態。 ・また、発達に課題を抱える子どもに対して、小学校入学前から入学以降の一貫した支援とともに、保健・福祉と連携した支援が行えている状態。
<p>データ連携・支援の対象となるこどもの範囲</p>	<p>0~18歳の尼崎市在住の子ども</p>	<p>尼崎市内の小学校の全ての新入学生（就学後は、中学生（15歳）まで。就学前は、6歳までの子ども）</p>
<p>連携するデータ項目の選定（2章）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各データ項目は相談や通告を受けた場合、関係機関への情報収集を行う頻度が高いものを選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目・観察項目の選定。 ・支援引継ぎ表により小学校における支援を判断するためのデータ項目の選定
<p>判定基準の検討（3章）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要としている子どもに共通して見られる傾向のある31項目（システム自動連携の15項目及び人による調査に基づく16項目）をリスク判定の分析ロジックに用いる。 ・項目は、共通アセスメントツールと児童ケースワーカーや学校現場のこれまでの対応経験を踏まえ決定。また、データ項目ごとに点数の重みづけを行い、それらを合算することで、支援を要する可能性のあるこどもの判定を行う。 ・判定は「システムによる判定」と「人による判定」の2段階で実施。まずは、システムによる判定として、31項目の該当状況から支援を要する可能性が高いか低いかの判定を機械的に行い、対象者を抽出する。 ・次に、システムによる判定で抽出された子どもに対して、人による判定を行う。児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等に情報共有を行い、対象者が支援を要する状況にあるかどうかのアセスメントを進めることでさらに精査を行い、プッシュ型支援に繋げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をデータ化しながら、発達障害の早期発見に向けて、別途策定予定のスクリーニング基準により、第一次のリスク評価を同システムで行い、在籍園への調査対象者に係る帳票出力を実施。 ・評価項目ごとの重みづけを検討する。 ・就学時健診の児童面接結果及び在籍園からの支援引継ぎ表の回答結果を基に、就学前に小学校における支援を検討する対象とするための基準を検討する。
<p>個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関内での目的外利用するデータについては、改正個人情報保護法第69条において担保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関内での目的外利用するデータについては、改正個人情報保護法第69条において担保されている。 ・民間事業者からの情報取得については、尼崎市子どもの育ち支援条例第16条において担保されている。
<p>システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度実証事業において構築済み。（福祉系システムと教育系システムを連携した上で、これまでの知見を活かしてリスクが高い傾向があるこどもを多面的に分析できる「新統合システム」） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学前から入学以降の一貫した教育現場での支援の実現に向け、「就学前の子ども情報システム」と「特別支援教育系」を構築。 ・また、既存の「新統合システム」に就学時健診に係るデータ等を取り込み保健・福祉との連携に活用。

データの準備 (6章)	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度実証事業において実施済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就学前の子ども情報システム」を構築し、在籍園のデータとの連携を実施する。 ・また、同システムのデータを、教育系システムと福祉系システムのデータ連携を行う「新統合システム」にデータ連携する。
システムによる判定の実施 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度構築した「新統合システム」による判定でリスクがあると判定されたこどもの件数は想定より多く、1,300件強であった。 ・そのうち、要保護児童対策地域協議会の管理対象となっているこどもがどの程度いるのか、現在本市で支援の対象と把握しているこどもがシステム上ではどのように判定されているのか等の分析を行いつつ精度の検証を行う。 ・また、リスクポイントをどの程度の閾値でリスクありとするのかについて、点数設定も含め検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内11校の小学校(モデル校)を対象に、就学時健診の児童面接データを基に、在籍園への追加調査が必要な児童を評価・分析する。 ・また、11校のうち2校では、就学時健診の児童面接をOCR対応帳票で実施する。
支援に向けた人による絞り込み (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新統合システム」上でのシステムによる判定はあくまで傾向値であり、その情報だけで実際にその対象となるこどもが支援を要する状況にあるかを判断することは困難なため、人によるアセスメントの機能を実装。 ・システムの判定により支援を要する可能性が高いと思われるこどもについて、人による判定を行う。日常的にこどもの様子を把握することが困難な対象者については、児童ケースワーカーが状況確認を実施。それ以外の対象者については、スクールソーシャルワーカーや関係機関等へ情報共有の上見守りを強化し、支援を要する状況にあるかどうかのアセスメントを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍園の調査結果を小学校に提供。支援を要する児童を判断する。
データ連携により把握したこども等に対する支援 (7章)	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク判定の結果、ハイリスクとなる可能性のあるこどもを事前に予測して児童ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等と情報共有することで、これまで以上に早期の適切な支援を図るためのツールとして活用し、支援の量や質の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学以降の一貫した支援を実施。 ・保健・福祉と連携し、発達相談支援(個別支援、施設支援等)、児童ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー等による支援等を実施。

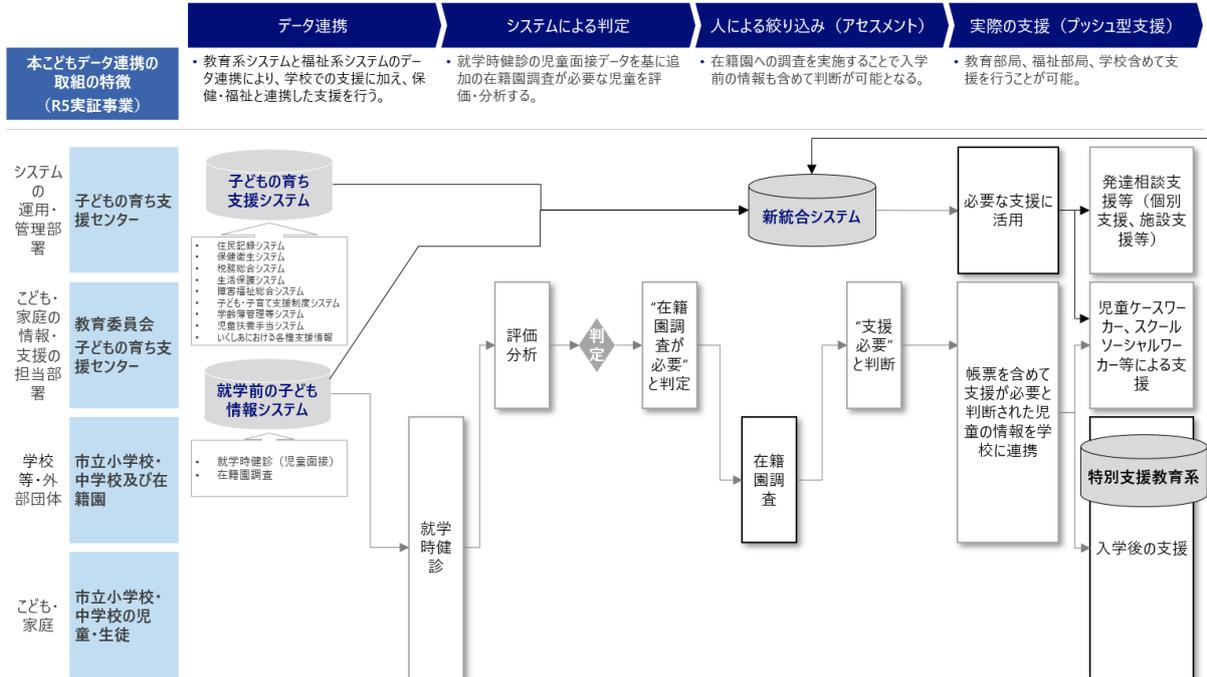
1.3 実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス

本年度の実証事業を通じて、図表1-4及び図表1-5で示す支援業務プロセスの実現を目指す。この支援業務プロセスでは、教育系システムと福祉系システムの連携により虐待等のこどもが抱えるリスクを判定・評価しプッシュ型支援を行うほか、就学時健診の児童面談結果により、発達に課題を抱えている可能性のある児童を対象に支援引継ぎ表を活用した在籍園調査を行うことで、小学校入学以降の一貫した支援や、保健・福祉と連携した支援を行う。

図表1-4 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ
(虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援)



図表 1 - 5 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ
(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)



1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

【虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

「新統合システム」のリスク判定機能については、システム機能に係るプログラムの修正が必要なことから、当該修正が完了次第、リスク判定等と分析を行うとともに、プッシュ型支援の対象となるこどもの抽出を行っていくものとし、12月下旬から1月にかけて対象者の抽出を行い、その後、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型支援を行うスケジュールで進める。

図表 1 - 6 本実証のスケジュール（虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援）

大項目	小項目	2023年						2024年		
		-7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体制の整備	実施体制検討									
	データを取り扱う主体の整理・役割分担	令和4年度実証事業において実施済み								
法的整備	個人情報に係る分析と整理									
システム開発	仕様検討									
	設計									
	開発									
	データ連携のための名寄せ・加工等									
	機能改修	→								
効果検証・支援策検討	検証方法設計	→								
	支援実施						→			
	成果と課題検証						→			
報告書作成	中間報告会資料作成				→					
	成果報告書作成						→			

【発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等】

今年度末までに「就学前の子ども情報システム」を開発するとともに、就学时健診の児童面接の実施等について、同システム開発後は、次のとおりのスケジュールで進める予定である。

ただし、令和5年度については、「就学前の子ども情報システム」が完成していないため、同システムを用いてのデータ取り込み、在籍園への調査は行えないため、手作業でのデータ入力を基にエクセル等を利用した分析を行う。

なお、昨年度のスケジュールを踏まえると、12月を目途に第一次のリスク評価を行った後、在籍園に支援引継ぎ表による調査依頼及び支援引継ぎ表の回収を行うものとする。（別途、入学前に小学校から在籍園への聞き取り調査が2月頃に始まるため、それまでに回収の予定である。）

- ① 9月1日現在の学齢簿をもとに就学時健診の対象児童を教育委員会から各小学校に名簿を送付する。その際、児童面接結果記録表と在籍園名や就学時健診の出欠状況などを記入する名簿も併せて送付する。
- ② 各小学校において、就学時健診を実施し、児童面接結果記録表に児童面接の結果を、また名簿に在籍園名と出欠状況を記入した上で、教育委員会に同記録表及び名簿を送付する。(10月～11月)
- ③ 教育委員会において、児童面接結果記録表をOCRで「就学前の子ども情報システム」に読み込み、データ化するとともに、児童面接における不通過の項目を点数化し、発達の特性により支援を要する可能性が高いと見込まれる児童を絞り込み、当該児童の支援引継ぎ表をシステムで出力し、在籍園に調査の依頼を行う。(11月～12月)
- ④ 在籍園においては、支援引継ぎ表に必要事項を記入した上で、教育委員会に送付する。なお、在籍園においては、教育委員会から依頼のあった児童以外で支援を要する児童についても、支援引継ぎ表を作成し、併せて教育委員会に送付する。(12月～1月)
- ⑤ 教育委員会において、支援引継ぎ表をOCRで読み込み、データ化するとともに、就学時健診の児童面接結果のデータと併せて、「新統合システム」とのデータ連携を行う。(1月～2月)
- ⑥ 小学校の教員が、支援引継ぎ表をもとに在籍園に聞き取りを行い、入学後の支援方針等を検討し、入学前に小学校と保護者・本人と面談する予定である。

図表1-7 本実証のスケジュール（発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等）

大項目	小項目	2023年						2024年			
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
体制の整備	実施体制検討	→									
	データを取り扱う主体の整理・役割分担	→									
法的整備	個人情報に係る分析と整理							原則令和4年度実証事業において実施済み (令和6年度に継続検討)			
	弁護士によるレビュー										
システム開発	仕様検討	→									
	設計				→						
	開発					→					
	データ連携のための名寄せ・加工等									→	
効果検証・支援策検討 (「児童面接」・「在籍園調査」内容の検証)	検証方法設計	→									
	支援実施							令和6年度(小学校入学後)に実施予定			
	成果と課題検証					→					
報告書作成	中間報告会資料作成				→						
	成果報告書作成						→				

1.4.2 実施体制

本事業では、こども政策監をプロジェクトリーダーに、福祉系システム検討チームと教育系システム検討チームの体制を中心に実施する。福祉系システム検討チームについては、令和4年度の事業を中心に担ってきたこども青少年局子どもの育ち支援センターいくしあ推進課が中心となり、教育系システム検討チームについては、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育担当が中心となり、本事業を統括する。(図表1-8)

図表1-8 本実証の実施体制

プロジェクトリーダー こども政策監		
検討チーム	福祉系システム検討チーム (新統合システム)	教育系システム検討チーム (就学前の子ども情報システム、 特別支援教育系)
	こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課、 児童相談所設置準備担当	教育委員会事務局 学校教育部 特別教育支援担当、保健体育課、 学事企画課 教育総合センター 学校 ICT 推進課、学び支援課
役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> 福祉系システムへのデータ取り込みに係るベンダーとの調整 データ内容項目の整理 収集した情報の分析 支援内容の検討 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「就学前の子ども情報システム」の構築に向けたベンダーとの調整 「特別支援教育系」からのデータ出力等に係るベンダーとの調整 データ内容項目の整理 教育系情報(就学時健診、支援引継ぎ表)のデータ収集に向けた学校・在籍園との連携・調整等 収集した情報の分析 支援内容の検討 など
ベンダー等	<ul style="list-style-type: none"> シャープマーケティングジャパン(株) 	<ul style="list-style-type: none"> 西日本電信電話(株) 兵庫支店 (株)菱友システムズ NTTビジネスソリューション(株)

図表 1 - 9 データを扱う主体、役割（虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援）

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当	・事業の統括
保有・管理主体	(令和4年度実証事業に係るデータ連携) 教育委員会事務局 教育総合センター 学び支援課 教育委員会事務局 学校教育部 保健体育課 (令和3年度以前からのデータ連携) こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課、こども相談支援課 教育委員会事務局 学校教育部 こども教育支援課 その他連携データに係るシステム所管部署	・データ内容項目の整理 ・データ収集に向けた関係機関・団体との連携・調整
分析主体	こども青少年局 子どもの育ち支援センター こども相談支援課	・収集した情報の分析
活用主体	こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課、こども相談支援課 教育委員会事務局 学校教育部 こども教育支援課	・支援内容の検討

※ 詳細は、後述の図表5-2を参照のこと

図表 1 - 10 データを扱う主体、役割（発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等）

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	(就学前の子ども情報システム) 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当 (新統合システム) こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当	・事業の統括
保有・管理主体	(就学前の子ども情報システム・特別支援教育系) 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当	・データ内容項目の整理 ・データ収集に向けた関係機関・団体との連携・調整
分析主体	(就学前の子ども情報システム) 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当	・収集した情報の分析
活用主体	教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当、小学校・中学校 こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課、こども相談支援課 教育委員会事務局 学校教育部 こども教育支援課	・支援内容の検討

※ 詳細は、後述の図表5-2を参照のこと

1.5 本実証に要する費用

本事業の実施に必要な費用は、図表1-11のとおりであり、「就学前の子ども情報システム」の構築費用が18,700,000円（西日本電信電話株式会社兵庫支店）、「校務支援システム（特別支援教育系）」における「新統合システム」へのデータ書き出しツールのカスタマイズ費用が1,320,000円、令和4年度の実証事業で構築した「新統合システム」に「就学前の子ども情報システム」及び「校務支援システム（特別支援教育系）」（株式会社菱友システムズ）からデータを取り込む等の機能追加及びシステム改修費が11,632,500円（シャープマーケティングジャパン株式会社）、AI-OCR with DX Suite の利用料が440,000円及び実証事業の再委託に係る経費が2,475,000円となっている。

図表1-11 本実証の見積費用

No.	費用項目	費用概算（税込み）
1	就学前の子ども情報システム構築費	18,700,000円
2	校務支援システム データ書き出しツールカスタマイズ費	1,320,000円
3	新統合システムへの機能追加及び改修費	11,632,500円
4	AI-OCR with DX Suite 利用料	440,000円
5	実証事業再委託に係る経費	2,475,000円
合計		34,567,500円

（参考：本事業における役割分担） ※ 甲：尼崎市、乙：システムベンダー、丙：株式会社野村総合研究所

	項目	主業者
1	全体の進捗管理	丙
2	実施体制・管理主体・法的整理の検証	主業者：甲 ※乙は主業者が行う業務の協力を行う
3	データ連携による判定機能の検証	主業者：甲 ※乙は主業者が行う業務の協力を行う
4	プッシュ型支援の検証	主業者：甲 ※乙は主業者が行う業務の協力を行う
5	2～4の実施に当たり必要となるシステムの構築・運用	甲・乙
6	業務実施計画書の策定	丙 ※甲・乙は事業計画の提供その他の必要な協力を行う
7	業務管理の実施及びこども家庭庁への報告	丙 ※こども家庭庁は、甲・乙に直接これらを求めることがある
8	採択団体の事業計画への助言及びこども家庭庁へのレビュー報告	丙
9	報告書作成	丙 ※甲・乙は検証結果の提供その他の必要な協力を行う

第2章 連携するデータ項目の選定

2.1 必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

令和4年度の実証事業において、必要となるデータ項目の検討等については既に実施済みであるが、連携するデータ項目の選定に当たっては、個人情報であることから必要最小限の情報としたほか、厚生労働省の「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート利用解説書」等を参考に、児童ケースワーカーや学校現場でのこれまでの対応経験を踏まえて決定した。

(詳細は、「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業(地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究)各採択団体における成果報告書 尼崎市」の「3.1 取得・共有・分析するデータ項目」を参照のこと。)

【②発達障害(疑いを含む)等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

就学時健診の「児童面接」においては、令和2年度から質問項目を全市で統一するとともに、個別面接から集団面接に変更し、発達に係るスクリーニング調査の役割をもたせている。質問項目については、公益財団法人日本学校保健会が作成している「就学時の健康診断マニュアル」内に記載のある、児童面接に関するマニュアルを踏まえて、教育委員会・校長会代表・いくしあ推進課が参加している「就学相談に向けた就学時健診における児童面接内容の検討会」にて、項目を選定した。さらに、就学時健診結果を集計し、児童の通過率などを参考に検討・修正し、小学校や問題により差異が少なくなるようにしている。こうして今年度も実施した、就学時健診の「児童面接」にて質問に対して不正解となった項目、並びに行動観察項目でチェックがついた子どものデータを集約し数値化している。

昨年度は、質問項目・行動観察項目のすべてにおいて1つでも不通過だった児童を支援対象者として仮定し在籍している園へ「支援引継ぎ表」を使用した調査を行ったが、該当する児童が45%にのぼったこと、入学後に明らかな支援対象ではない児童も含まれていたことから、今年度は、

- ・質問項目・行動観察項目のうち、2項目以上が不通過だった児童。
- ・質問項目のうち、発達段階がより低い段階で通過するはずの項目3つに不通過だった児童。

のいずれかに該当した場合は、調査対象者とするを、前述の検討会議で決定した。

在籍園への調査で用いる「支援引継ぎ表」についても、前述の検討会議において、就学前に身に着けておきたい生きる力を「生活する力(食事や排泄、身辺整理)」、「学ぶ力(運動能力や文字・数への興味、聞く・話す力)」、「人とかかわる力(友達関係や集団への参加)」の3つに分類し、質問項目を選定した。

2.2 データ項目の選定結果

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

令和4年度の実証事業では、連携するデータ項目として31項目を選定していたが、このうちデータ項目「ひとり親」に関しては、当初住民票のデータから母子家庭又は父子家庭を抽出する予定であったが、今年度、リスク判定結果を検証していく中で、実際の住民登録が様々な形でなされていることから、世帯構成（続柄等）から機械的に判定することが困難なことが分かったため、連携するデータ項目を「ひとり親」から「児童扶養手当受給世帯」に変更した。（図表2-1）なお、保存期間の設定は、今後の検討課題である。

図表2-1 データ項目の選定結果

No	連携したデータ項目	保有・管理主体	本事業におけるシステム等での保存期間
1	健診受診状況	健康増進課	現在検討中
2	児童扶養手当受給世帯	こども福祉課	現在検討中
3	生保受給世帯	北部保健福祉管理課・ 南部保健福祉管理課	現在検討中
4	虫歯の本数	保健体育課	現在検討中
5	障害認定（本人）	障害福祉政策担当	現在検討中
6	障害認定（保護者）	障害福祉政策担当	現在検討中
7	若年出産	健康増進課	現在検討中
8	多子世帯	市民課	現在検討中
9	多胎児	市民課	現在検討中
10	0歳児	市民課	現在検討中
11	未就園児	こども入所支援担当	現在検討中
12	出席比率	学び支援課	現在検討中
13	身長	保健体育課	現在検討中
14	体重	保健体育課	現在検討中
15	連続欠席日数	学び支援課	現在検討中
16	相談歴	いくしあ各課	現在検討中
17	非嫡出子	いくしあ各課	現在検討中
18	未熟児	いくしあ各課	現在検討中
19	乳幼児全戸訪問未実施	いくしあ各課	現在検討中
20	妊娠届の提出	いくしあ各課	現在検討中
21	妊婦健診不定期受診	いくしあ各課	現在検討中
22	転入転出歴多数	いくしあ各課	現在検討中
23	婚姻していない	いくしあ各課	現在検討中
24	一時保護歴がある	いくしあ各課	現在検討中

25	出生した場所に問題がある	いくしあ各課	現在検討中
26	発育不良	いくしあ各課	現在検討中
27	母子健康手帳交付なし	いくしあ各課	現在検討中
28	各種行政福祉サービスを適切に受けていない	いくしあ各課	現在検討中
29	DVの通告歴がある	いくしあ各課	現在検討中
30	きょうだいの虐待歴がある	いくしあ各課	現在検討中
31	ステップファミリー	いくしあ各課	現在検討中

(参考)

No. 1～15はシステムにより自動的にデータ連携がなされるため、人によるシステム入力是不要である。なお、No. 16～31は人による調査に基づくデータ項目であり、人によるシステム入力を必要とするが、入力によってシステム上のデータ項目としてデータ処理が可能のため、リスク判定処理に用いることができる項目である。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

今回の実証事業で連携するデータ項目を図表2-2のとおり選定した。

前節(2.1)で記載のとおり、市が実施する就学時健診の「児童面接」や「支援引継ぎ表」による在籍園調査の結果であるため、全てのデータ項目について連携可能であった。ただし、今年度は協力を得られた一部の学校や在籍園を対象としたモデル実施だったため、対象を拡大することで支障が生じた場合や、本事業を継続する中でより要支援児童の早期発見に繋がる項目が見出された場合にはデータ項目の見直しを検討する。

なお、保存期間については個別の教育支援計画の作成対象である中学校卒業まで(9年間)に設定した。

図表2-2 データ項目の選定結果

児童面接や支援引継ぎ表の項目の公表により
正確な面接の実施や情報の取得に支障をきたすため、
データ項目は非公表とする。

第3章 判定基準の検討

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

今年度、判定基準の検討を進める中で、データ抽出にかかるフローを見直した。

当初は、データ項目のうち、システム自動連携の15項目（「図表2-1 データ項目の選定結果」No.1～No.15の項目）をシステムによる判定として「1次判定」、人による調査に基づく16項目（「同表」No.16～31の項目）を人による判定として「2次判定」と定義し、1次判定で抽出されたこどもに対して2次判定を行い、最終的に「人による調査」を行う3段階のフローを想定していた。

しかし、検討を進める中で、人による調査に基づく16項目のみに該当するこどもも支援を要する状況にある可能性があることから、1次判定の時点で抽出対象となるようにフローを改めることとした。具体的には、当初「1次判定」「2次判定」と定義していたものを合わせて「システムによる判定」とし、「システムによる判定」と「人による判定」の2段階の判定フローとした。（図表3-1 判定基準の設計の過程を参照のこと。）

判定基準の検討に当たっては、昨年度の検討を踏まえ、データ項目ごとに点数の重みづけを行い、それらを合算することで、支援を要する可能性のあるこどもの判定を行う形とした（図表3-2）。また、点数の設定においては、現場で支援を行う児童ケースワーカーの知見を参考に、虐待等の課題を抱えていると見込まれるこどもの早期発見においては、日常的にこどもの様子やその変化を確認できる環境にあるかどうかが非常に重要であるため、これらに関するデータ項目の点数を高く設定する方針とした。

こうした観点から、昨年度に続き判定基準の検討を進める中で、就学前のこどもにおいては、判定基準におけるデータ項目のうち、「未就園児（年長）」「未就園児（年中）」「健診受診状況（3歳6か月児健康診査未受診）」を重視することとし、また、就学後のこどもにおいては、判定基準におけるデータ項目のうち、「出席比率（10%以下）」「身長（-2SD以下）」「体重（-2SD以下）」を重視することとした。

具体的には、就学前のこどものリスク判定に用いる各データ項目の点数設定に関して、「未就園児（年長）」及び「未就園児（年中）」については、日常的にこどもの様子やその変化を確認できないことや、就学前に保護者が適切な集団生活を経験させていない可能性があることからリスクが高いと判断し、各々40点を設定することとした。なお、検討当初は「未就園児（年長）」を40点、「未就園児（年中）」を20点に設定することとしていたが、将来的に「未就園児（年長）」となり得る対象者を広く把握するため、検討の結果「未就園児（年中）」も40点と設定することとした。また、「健診受診状況（3歳6か月児健康診査未受診）」の点数設定については、保護者が適切な時期に健康診査を受診させないことや、乳幼児健康診査の最終の機会においてこどもの現認ができていないことからリスクが高いと判断し、5点と設定することとした。

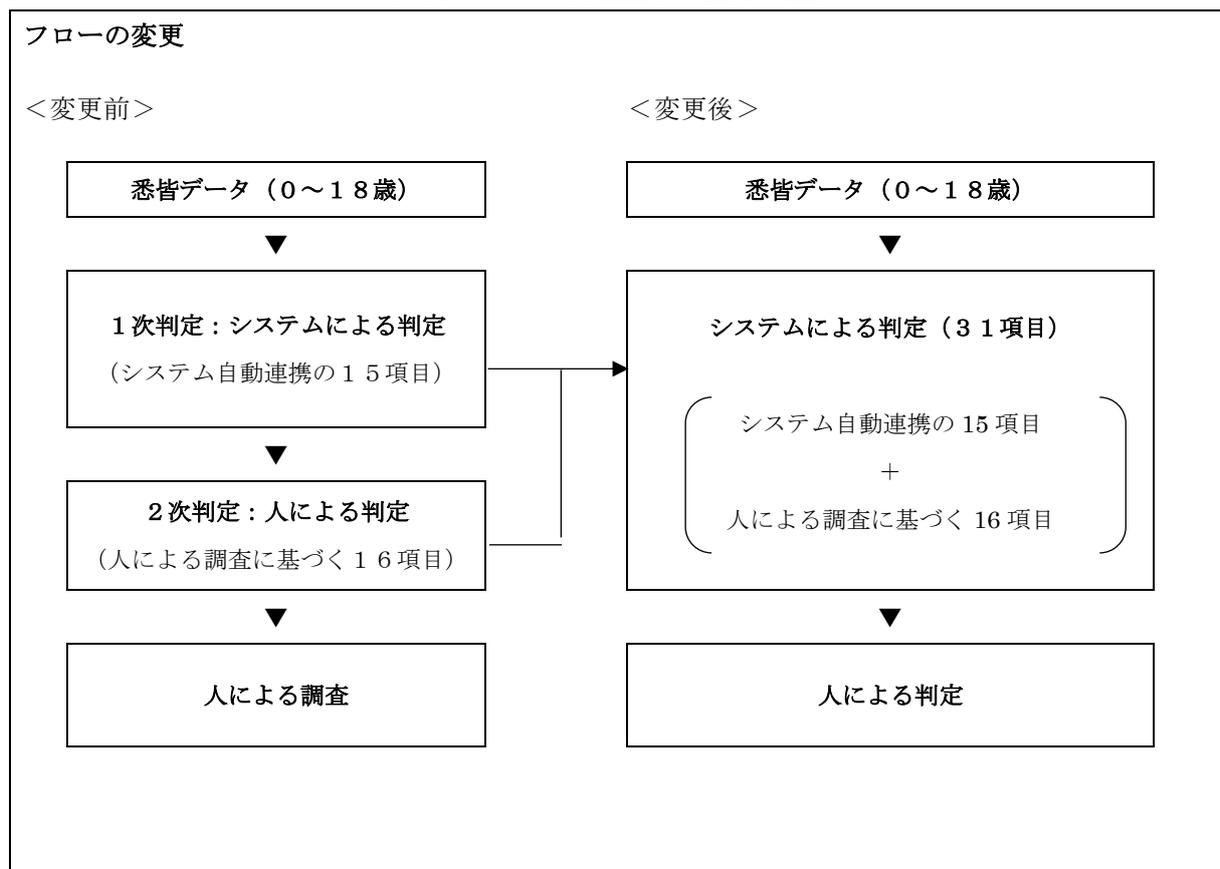
さらに、就学後のこどものリスク判定に用いる各データ項目の点数設定に関して、「出席比率（10%以下）」については、日常的にこどもの様子やその変化を確認できないことや、保護者が適切に教育を受けさせていない可能性があることからリスクが高いと判断し、99点を設定した。また、「身長（-2SD以下）」「体重（-2SD以下）」については、成長に必要な栄養が

十分摂取されない生活環境にある可能性があることからリスクが高いと判断し、各々99点を設定した。

このように判定基準におけるデータ項目それぞれに点数設定をした後、「新統合システム」で実際にリスク判定処理を行い、虐待等の課題を抱えていると見込まれるこどもを抽出するための閾値として、就学前のこどもにおいては、「未就園児（年長）」もしくは「未就園児（年中）」に該当し、かつ「健診受診状況（3歳6か月児健康診査未受診）」に該当する児童を抽出することから基準点を45点に設定し、また、就学後のこどもにおいては、「出席比率（10%以下）」「身長（-2SD以下）」「体重（-2SD以下）」のいずれか1つ以上に該当するこどもを抽出することから、基準点を99点に設定し、基準点を超える点数のこどもを抽出することとした。

ただし、システム処理によるリスク判定結果のみでは実際に支援を要する状況にあるか否かの判断は困難であるため、抽出された対象者については、人によるアセスメントが欠かせないと判断した。そのため、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等に情報提供を行い、対象者が支援を要する状況にあるかどうかのアセスメントを進めることでさらに精査を行いながら、プッシュ型支援に繋げていくこととした。

図表 3 - 1 判定基準の設計の過程



図表 3 - 2 本実証で採用した判定基準の概要

リスク判定項目の点数設定

<システム自動連携の15項目>

99点	40点	10点	5点	1点	
★出席比率	●未就園児 (年長)	●未就園児 (年少)	●健診 (3健未受診)	●健診 (その他)	若年出産
★身長	●未就園児 (年中)	—	—	児童扶養手当受 給世帯	多子世帯
★体重	—	—	—	生活保護世帯	多胎児
—	—	—	—	★虫歯	●0歳児
—	—	—	—	障害	★連続欠席 日数
—	—	—	—	保護者障害	—

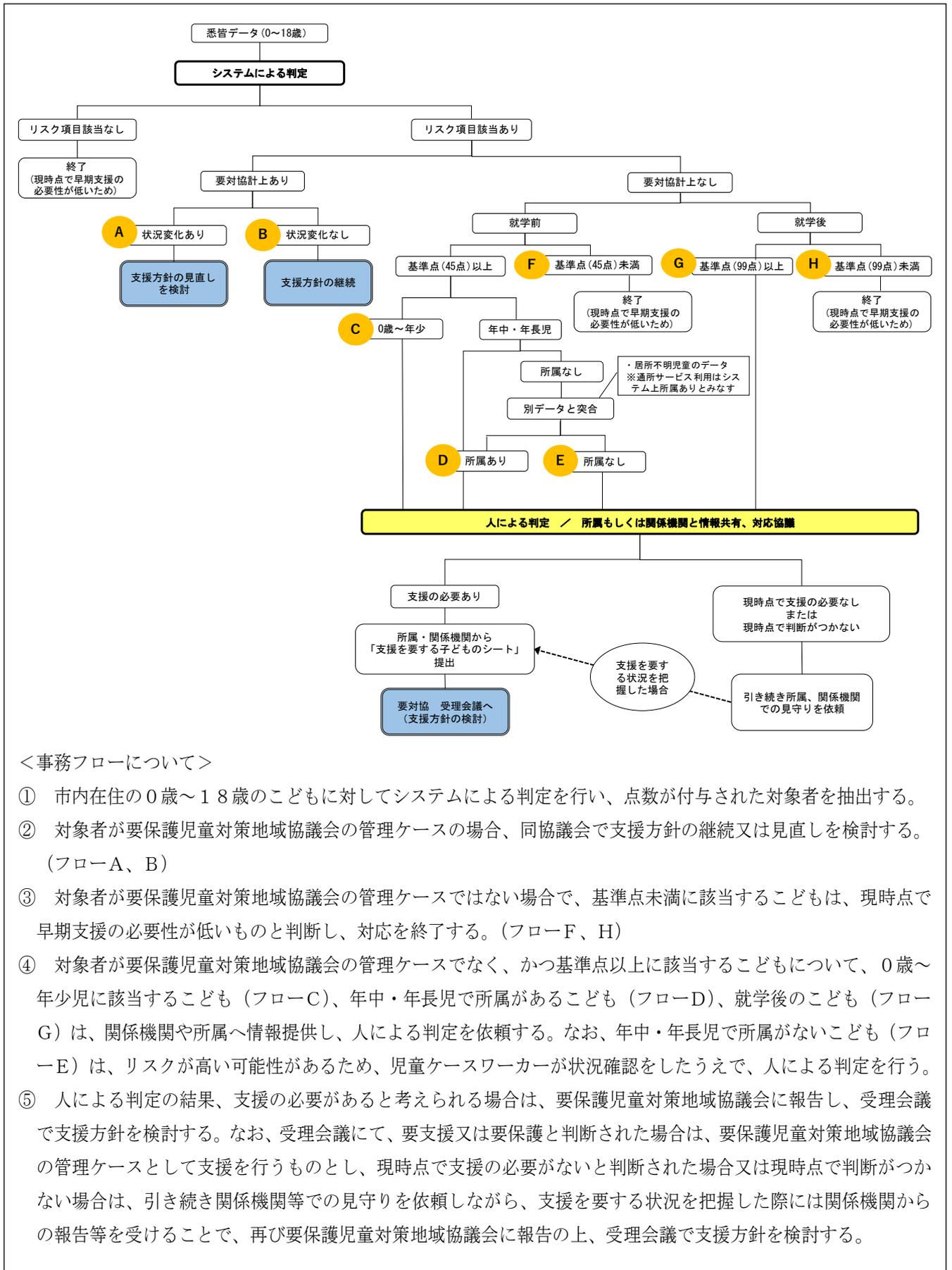
●…未就学児童のみが対象の項目

★…小中学生のみが対象の項目

<人による調査に基づく16項目>

99点	10点	1点	
一時保護歴がある	相談歴	非嫡出子	婚姻していない
DVの通告歴がある	転入転出歴多数	未熟児	出生した場所に 問題
きょうだいの虐待歴がある	発育不良	乳幼児全戸訪問 未実施	母子健康手帳交 付なし
—	行政福祉サービスを適切に 受けていない	妊娠届の提出	ステップ ファミリー
—	—	妊婦健診 不定期受診	—

(プッシュ型支援に係る事務フロー)



<事務フローについて>

- ① 市内在住の0歳～18歳のこどもに対してシステムによる判定を行い、点数が付与された対象者を抽出する。
- ② 対象者が要保護児童対策地域協議会の管理ケースの場合、同協議会で支援方針の継続又は見直しを検討する。(フローA、B)
- ③ 対象者が要保護児童対策地域協議会の管理ケースではない場合で、基準点未満に該当するこどもは、現時点で早期支援の必要性が低いものと判断し、対応を終了する。(フローF、H)
- ④ 対象者が要保護児童対策地域協議会の管理ケースでなく、かつ基準点以上に該当するこどもについて、0歳～年少児に該当するこども(フローC)、年中・年長児で所属があるこども(フローD)、就学後のこども(フローG)は、関係機関や所属へ情報提供し、人による判定を依頼する。なお、年中・年長児で所属がないこども(フローE)は、リスクが高い可能性があるため、児童ケースワーカーが状況確認をしたうえで、人による判定を行う。
- ⑤ 人による判定の結果、支援の必要があると考えられる場合は、要保護児童対策地域協議会に報告し、受理会議で支援方針を検討する。なお、受理会議にて、要支援又は要保護と判断された場合は、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして支援を行うものとし、現時点で支援の必要がないと判断された場合又は現時点で判断がつかない場合は、引き続き関係機関等での見守りを依頼しながら、支援を要する状況を把握した際には関係機関からの報告等を受けることで、再び要保護児童対策地域協議会に報告の上、受理会議で支援方針を検討する。

図表 3 - 3 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

判定に用いたデータ項目	判定に用いるために実施した処理	判定に用いた理由
健診受診状況	3歳6か月児健康診査未受診児に5点、それ以外の健診（3か月児・9-10か月児・1歳6か月児健康診査、2歳歯科健康診査）未受診児にそれぞれ1点を設定	保護者が適切に乳幼児健康診査を受診させていないことがネグレクトを疑うリスク要因になることから、関連性があると判断した。
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当を受給している世帯に1点を設定	一般家庭に比べ、ひとり親で経済的不安を抱えている世帯は、精神的余裕の欠如につながる事が多く、また、パートナー等の存在により虐待リスクが高まりやすい傾向にあることから、関連性があると判断した。
生活保護受給世帯	生活保護を受給している世帯に1点を設定	経済困窮により養育環境が十分に整わないことがあることから、関連性があると判断した。
虫歯の状況に問題がある	歯科健診において虫歯が5本以上あるこどもに1点を設定	保護者が適切にこどもを医療受診させないことがネグレクトを疑うリスク要因になることから、関連性があると判断した。
障害認定	障害者手帳を取得しているこどもに1点を設定	こども自身の障害による育てにくさから虐待に発展するリスクが高まる可能性があることから、関連性があると判断した。
保護者障害認定	障害者手帳を取得している保護者に1点を設定	保護者自身の障害によりこどもがヤングケアラーになり得るリスクが高まる可能性があることから、関連性があると判断した。
若年出産	18歳以下で出産している保護者に1点を設定	若年ゆえに保護者の養育能力に不安があり不適切養育になり得ることから、関連性があると判断した。
多子世帯	きょうだいが5人以上いるこどもに1点を設定	きょうだいが多い世帯では保護者が十分にこども一人ひとりの養育ができないリスクが高まることから、関連性があると判断した。
多胎児	多胎児（2人以上）に1点を設定	多胎児育児は保護者への負担が大きく、育児不安や余裕のなさから虐待に発展するリスクが高まる可能性があることから、関連性があると判断した。
0歳児	0歳児に1点を設定	0歳児育児は保護者への負担が大きく、育児不安や余裕のなさから虐待に発展するリスクが高まる可能性があることから、関連性があると判断した。
未就園児	未就園児（年長）に40点、未就園児（年中）に40点、未就園児（年少）に10点を設定	就学前のこどもで所属がない場合、日常的にこどもの様子やその変化を確認する機会がないこと、こどもの現認が困難となること、また、就学前に保護者が適切な集団生活を経験させていない可能性があることにより養育上のリスクが高まることから、関連性があると判断した。

出席比率	出席比率が10%以下のこどもに99点を設定	出席比率が低い場合、日常的にこどもの様子やその変化を確認する機会がないこと、こどもの現認が困難となること、保護者が適切に教育を受けさせていない可能性があることから、関連性があると判断した。
身長	身長が-2SD以下であるこどもに99点を設定	成長に必要な栄養が十分摂取されない生活環境にある可能性がある等、ネグレクトに起因した低身長の可能性があることから、関連性があると判断した。
体重	体重が-2SD以下であるこどもに99点を設定	成長に必要な栄養が十分摂取されない生活環境にある可能性がある等、ネグレクトに起因した低体重の可能性があることから、関連性があると判断した。
連続欠席日数	連続欠席が7日以上の子どもに1点を設定	連続欠席日数が多い場合、こどもの現認が困難となり居所不明児童になり得ることから、関連性があると判断した。
相談歴	過去に一度でも相談歴のあるこどもに10点を設定	行政への相談歴がある児童は、保護者がこどもへの困難を抱えている可能性があることから、関連性があると判断した。
非嫡出児	非嫡出子に該当するこどもに1点を設定	非嫡出子は、出生時の保護者の状況に何らかの事情があった可能性があることから、関連性があると判断した。
未熟児	未熟児で出生したこどもに1点を設定	未熟児で出生したこどもは、保護者が養育に困難さを感じる可能性があることから、関連性があると判断した。
乳幼児全戸訪問未実施	乳幼児全戸訪問未実施のこどもに1点を設定	乳幼児全戸訪問未実施の世帯は、保護者が行政等他者のかかわりに拒否的である可能性があることから、関連性があると判断した。
妊娠届の提出	妊娠届の提出がなかったこどもに1点を設定	妊娠届の提出がないまま出生したこどもは、妊娠・出産にあたり保護者が何らかの事情を抱えていた可能性があることから、関連性があると判断した。
妊婦健診不規則受診	妊婦健診を適切に受診しない状態で出生したこどもに1点を設定	妊婦健診を適切に受診しない場合、妊娠・出産にあたり保護者が何らかの事情を抱えていた可能性があることから、関連性があると判断した。
転入転出歴多数	6ヶ月以内に2回以上の転居歴のあるこどもに10点を設定	転入転出歴が多いこどもは、居所が安定せず、居所不明になる可能性があることから、関連性があると判断した。
婚姻していない	保護者と婚姻していないパートナーと一緒に生活しているこどもに1点を設定	保護者と婚姻していないパートナーと一緒に生活しているこどもは、保護者が何らかの事情を抱えている可能性があることから、関連性があると判断した。
一時保護歴がある	過去に一度でも一時保護されたことがあるこどもに99点を設定	過去に一度でも一時保護されたことがあるこどもは、保護者による虐待の再発リスクがあることから、関連性があると判断した。
出生した場所に問題(墜落産、飛び込み出産など)	墜落産や飛び込み出産等、出生した場所に問題があったこどもに1点を設定	出生した場所に問題があったこどもは、妊娠・出産にあたり保護者が何らかの事情を抱えていた可能性があることから、関連性があると判断した。

発育不良	発育不良と判断されるこどもに10点を設定	発育不良と判断されるこどもは、保護者が養育に困難さを感じる可能性があることから、関連性があると判断した。
母子健康手帳交付なし	母子健康手帳の交付がないこどもに1点を設定	母子健康手帳の交付がないこどもは、妊娠・出産にあたり保護者が何らかの事情を抱えていた可能性があることから、関連性があると判断した。
各種行政福祉サービスを適切に受けていない	必要な行政福祉サービスを適切に受けていないこどもに10点を設定	必要な行政福祉サービスを適切に受けていないこども(※)は、保護者が支援に拒否的である可能性があることから、関連性があると判断した。 ※ 障害福祉サービスの利用申請手続きができておらず必要な療育を受けていないこども、全額公費負担の定期予防接種を受けていないこども
DVの通告歴がある	過去に1度でもDVでの通告歴のあるこどもに9.9点を設定	DVの通告歴のあるこどもは、DVの再発リスクがあることから、関連性があると判断した。
きょうだいの虐待歴がある	きょうだいに虐待の通告歴があるこどもに9.9点を設定	きょうだいに虐待の通告歴があるこどもは、自身も虐待を受けるリスクがあることから、関連性があると判断した。
ステップファミリー	ステップファミリーのこどもに1点を設定	ステップファミリーのこどもは、親子関係の不和等により家庭内で問題を抱えている可能性があることから、関連性があると判断した。

(参考情報)

当初、判定に用いるデータ項目に「ひとり親」を想定していたが、住民票のデータから母子家庭又は父子家庭を判断することが困難であった。そのため、項目を「ひとり親」から「児童扶養手当受給世帯」に変更した。

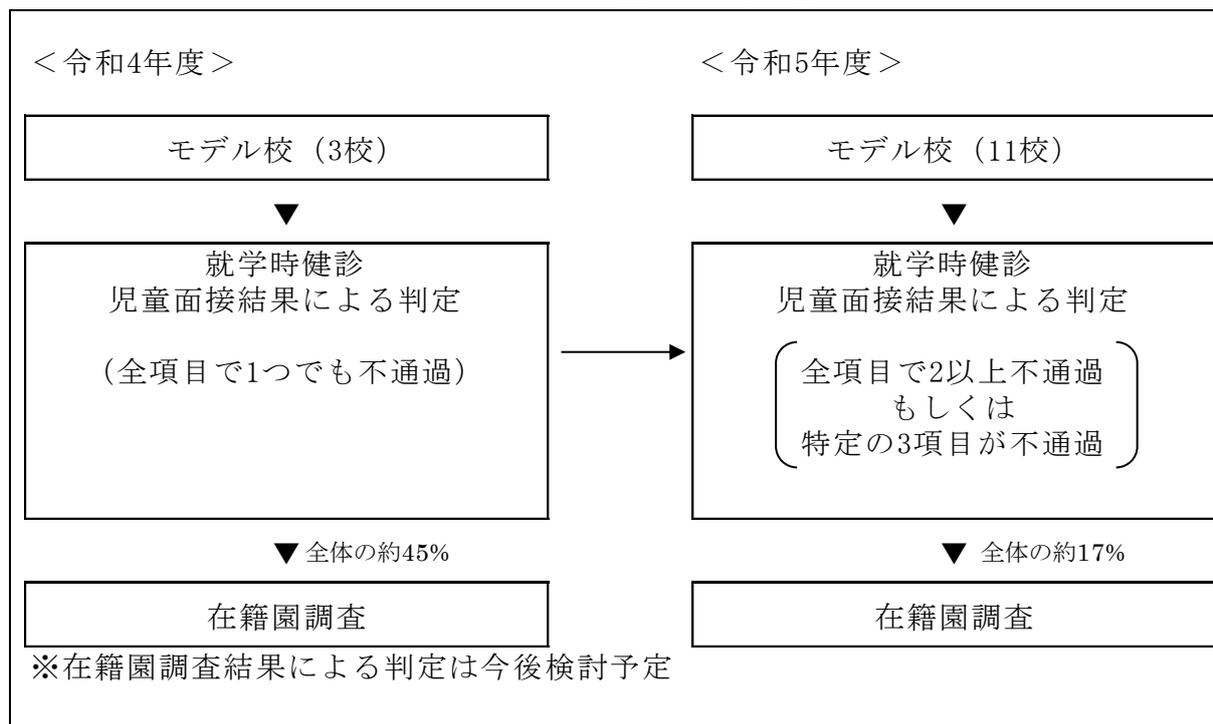
【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

就学时健診児童面接結果による判定（在籍園調査対象者の絞り込み）基準については、現在庁内に設置している就学时健診に関する検討会において検討を行っている。令和5年度のモデル校では、前年度の在籍園調査結果や入学後の児童の様子を踏まえ、児童面接の全14項目の中から発達障害と特に関連性が高いと思われる項目を3つ選定し、全項目のうち2つ以上が不通過、もしくは特に関連性が高いと思われる3項目のうちいずれかが不通過の場合に在籍園調査を行うこととした。

また、在籍園調査結果の判定基準については今後検討予定だが、令和5年度の調査結果では、何かしらの支援状況や困りごとに関する記載があった場合に在籍園においても一定の配慮や支援を必要としているとして集計したところ、全体の約91%が該当した。

なお、この判定基準については、児童面接結果、在籍園調査結果や入学後の児童の支援状況に関するデータ（個別の教育支援計画）を次年度以降も継続的に集約・分析することで、随時見直しを図っていく予定である。

図表 3 - 4 判定基準の設計の過程



図表 3 - 5 本実証で採用した判定基準の概要

児童面接や支援引継ぎ表の項目の公表により
正確な面接の実施や情報の取得に支障をきたすため非公表とする。

図表 3 - 6 判定に用いたデータ項目それぞれの採用理由

児童面接や支援引継ぎ表の項目の公表により
正確な面接の実施や情報の取得に支障をきたすため非公表とする。

第4章 個人情報の適正な取扱いに係る整理

4.1 個人情報の取扱いに係る法的整理

4.1.1 法的整理にあたっての検討事項

(虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援)

本市では、従来個人情報を適切に運用するために尼崎市個人情報保護条例を定めるとともに遵守してきたが、実証事業におけるデータ連携する情報は個人情報であり、保有個人情報の目的外利用及び外部提供に該当するため、法令に基づく整理を行う必要があった。

その整理の拠り所となったのが、平成 21 年 12 月に制定した、こどもの支援が必要な場合に限り、市長及び尼崎市教育委員会において保有個人情報の目的外利用及び外部提供を認める「尼崎市子どもの育ち支援条例」である。「尼崎市子どもの育ち支援条例」の改正と「尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条に規定する情報を定める規則」の創設によって、令和 4 年度実証事業開始時点において、関係者とのデータ共有は可能であったが、新たに教育系システムである校務支援システムと保健管理システムからのデータを連携することになったため、当該内容については「尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条に規定する情報を定める規則」に、令和 5 年 2 月 7 日規則第 1 号にて条項を追加することで対応した。

また、個人情報の保護に関する法律が改正（施行日：令和 5 年 4 月 1 日）され、地方公共団体についても同法の適用対象となったことから、尼崎市個人情報保護条例を廃止（施行日：令和 5 年 4 月 1 日）するとともに、尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条の規定内容については同法に包含されるものであるとの判断から、令和 5 年 4 月 1 日施行で「尼崎市子どもの育ち支援条例」の第 18 条を削除し、「尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条に規定する情報を定める規則」を廃止し、同規則の内容については「尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため目的外利用する個人情報を定める要綱」に規定することとした。

なお、尼崎市では、実証事業に先立ち子どもの育ち支援システムにおいて、庁内各システムとのデータ連携を行っていたことから、その他の検討を要する状況にはなかったものであり、実証事業における教育委員会から市長部局への個人情報の提供に係る手続き及び「新統合システム」の開発・運用等に関しては、「尼崎市情報セキュリティポリシー」に基づき適正に運用しているものである。

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

【就学前の子ども情報システム】

本実証事業の前年、令和 4 年度にモデル校において支援が必要な子どもについて在籍園からの情報取得し、その情報を小学校に提供することについては、尼崎市子どもの育ち支援条例第 18 条において担保されているとしていたことから、「就学前の子ども情報システム」を活用することについても同様に整理した。また、就学時健診については、本市においては、保健体育課が各小学校を会場として学校医と当該教職員が実施し、児童面接結果等も各小学校において保管

し、実施報告を保健体育課に提出することとしている。そのため、特別支援教育担当課から保健体育課に個人情報の目的外利用について申請し、各小学校から児童面接結果についての情報提供を受けることとする方向で検討している。

【新統合システム】

令和5年度実証事業で新たにデータ連携を行う就学時健診面接結果や在籍園での支援状況といった情報についても、個人情報であり保有個人情報の目的外利用及び外部提供に該当することから、昨年度実証事業で既にデータ連携している情報と同様に、「個人情報の保護に関する法律」や「尼崎市子どもの育ち支援条例」、「尼崎市情報セキュリティポリシー」等に基づく適切な運用を行っていく。

なお、「尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため目的外利用する個人情報を定める要綱」への規定については、本実証事業を進める中でデータ連携項目が確定し次第実施する予定である。

4.1.2 法的整理の進め方・体制

(虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援)

上記のとおり、令和4年度の実証事業の開始時点において「尼崎市子どもの育ち支援条例」改正（第18条）及び「尼崎市子どもの育ち支援条例第18条に規定する情報を定める規則」が制定されていたため、データ連携に係る法的整理を庁内関係課により検討後、庁内関係課によりリスク判定に必要な最小限の個人情報について検討し、その検討結果に基づき、実証事業において連携を行う情報内容について、同規則において定めるため、同規則の一部改正を行った。

なお、同条例の改正（第18条）にあたっては、尼崎市議会にて承認を得ているものであり、個人情報保護審議会の諮問に関しては、尼崎市議会の承認を得ていたため、同審議会への報告のみで可となった経緯がある。

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

【就学前の子ども情報システム】

昨年度のモデル校実施及び前項（4.1.1）で記載の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う対応により、令和5年度実証事業の開始時点で一定の法的整理がなされていることを踏まえて、検討している。

【新統合システム】

昨年度実証事業及び前項（4.1.1）で記載の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う対応により、令和5年度実証事業の開始時点で法的整理がなされていたため、特段の対応等は実施していない。

4.1.3 法的整理の結果

(虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援)

上記のとおり、尼崎市では、令和4年度の実証事業に関して、関係部局とのデータ連携の法的根拠は「尼崎市子どもの育ち支援条例」及び「尼崎市子どもの育ち支援条例第18条に規定する情報を定める規則」により整理がなされていたが、令和5年4月1日施行で「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことから、法的根拠を同法第69条第2項2号及び3号に求めるものとした。なお、同項における「相当な理由」については、要支援の子どもに対する支援を適切に実施するために必要であることと整理している。そのうえで、実証事業に係る教育系システムからの連携を図るデータ項目に関しては、「尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため目的外利用する個人情報を定める要綱」に規定することで法的整理を図った。

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

【就学前の子ども情報システム】

昨年度のモデル校実施及び前項(4.1.2)で記載の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う対応により、令和5年度実証事業の開始時点で一定の法的整理がなされていることを踏まえて、検討している。

【新統合システム】

また、令和5年度実証事業については、前項(4.1.2)のとおり実証事業開始時点で法的整理がなされている。(4.1.1)記載の「尼崎市子どもの育ち支援条例に基づく要支援の子どもに対する支援を適切に実施するため目的外利用する個人情報を定める要綱」改正については速やかに実施予定。)

4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

(虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援)

尼崎市においては、リスク判定の精度向上に向けて、将来的に尼崎市学びと育ち研究所にデータ提供を行いながら、同研究所の研究者による分析を予定している。

なお、同研究所へのデータ提供については、個々人を判定することができないよう、個人情報にあたる部分を削除、もしくは記号等に変換し、個人情報には当たらないデータとするほか、その取り扱いについては厳しく制限等を行っており、データを他の研究等に転用することを禁じるなど必要な対策を行っている。(詳細は、尼崎市ホームページを参照のこと。)

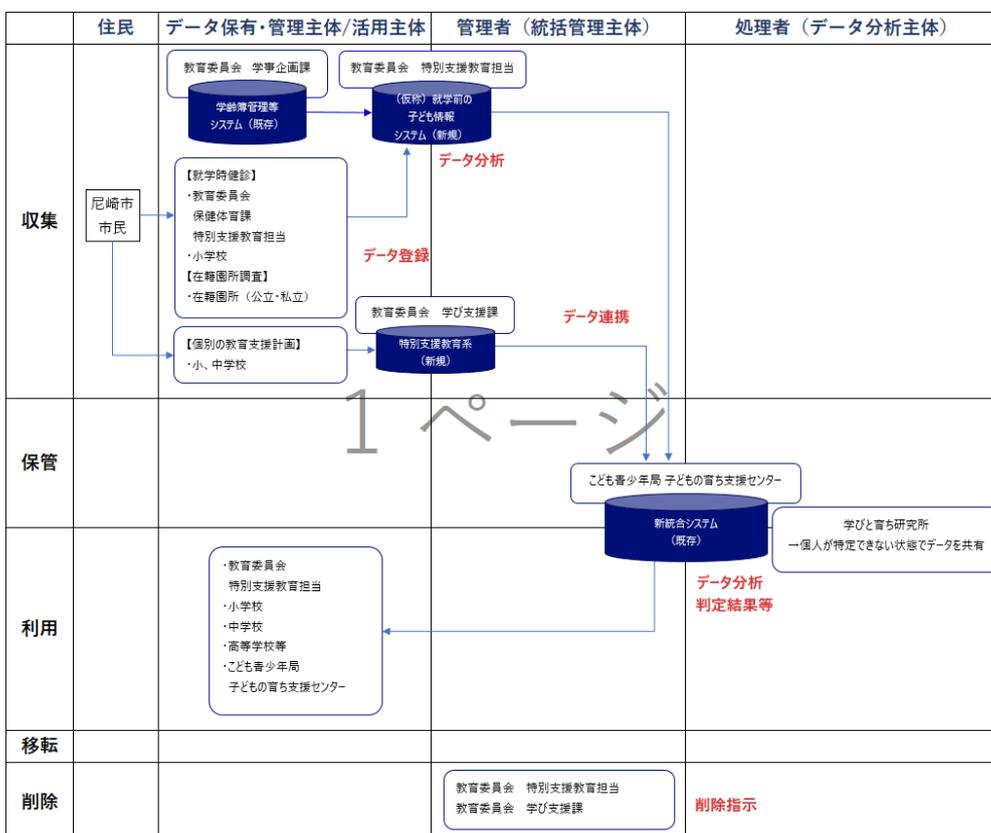
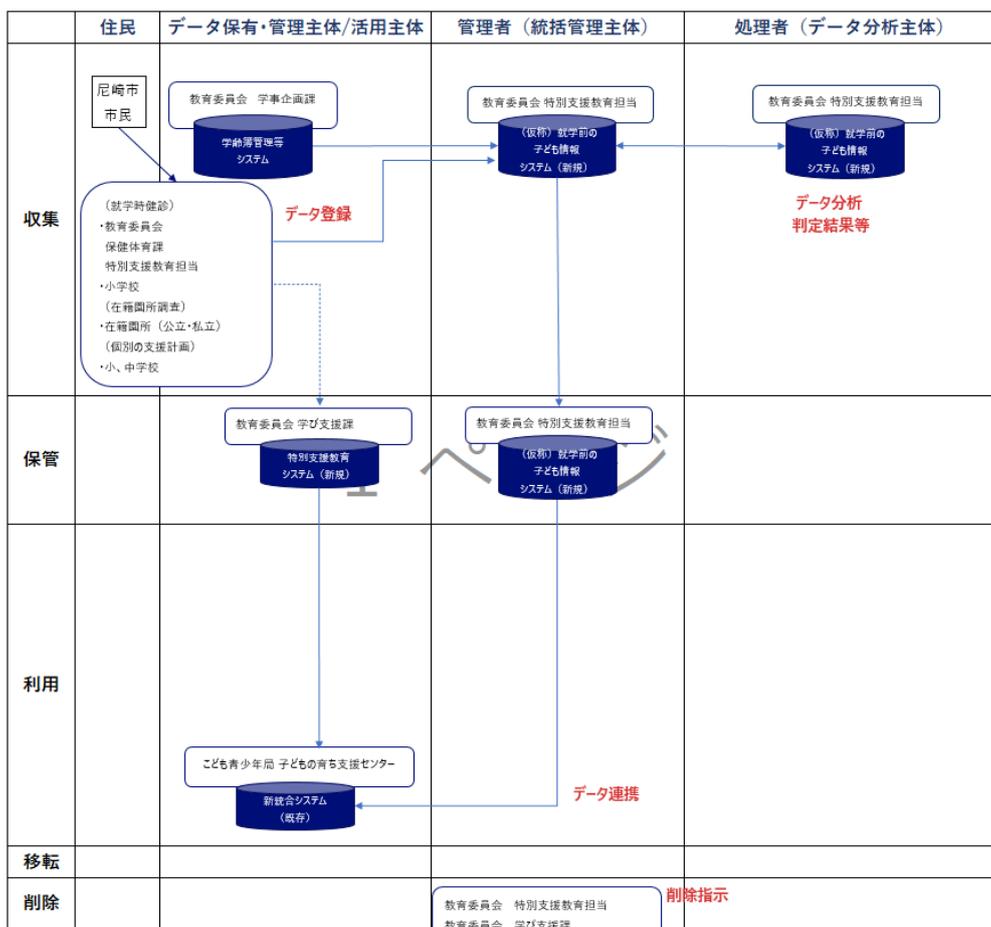
尼崎市学びと育ち研究所に係る個人情報の取扱いについて

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kosodate-kyoiku/msk/1017759.html>

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

令和5年度実証事業で構築した「就学前の子ども情報システム」の管理運用や、それに伴う個人情報保護の責任部門は教育委員会 特別支援教育担当が担う。なお、「新統合システム」への連携以外については、今後の検討事項である。

図表 4 - 1 個人データ処理の業務フロー図



4.2.2 実証事業で利用する個人データと管理状況

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

①組織的安全管理措置

令和4年度実証事業で構築した「新統合システム」においては、尼崎市情報セキュリティ対策基準及び尼崎市教育情報セキュリティ対策基準(以下「セキュリティ対策基準」という。)における組織体制として、最高情報セキュリティ責任者(総務局所管の副市長)、統括情報セキュリティ責任者(総務局長)、情報セキュリティ責任者(こども青少年局長)、統括情報セキュリティ管理者(情報政策課長)、情報セキュリティ管理者(子どもの育ち支援センター各課長)、情報システム管理者(児童相談所設置準備担当課長)、情報システム担当者(各課担当者)、情報セキュリティ監査確認者(総務局所管以外の副市長)を置くこととされていることから、当該体制を構築した上で運用を図っており、令和5年度においても同様の体制で運営を行っている。

また、「就学前の子ども情報システム」においては、尼崎市教育情報セキュリティ対策基準における組織体制として、最高情報セキュリティ責任者(総務局所管の副市長)、統括情報セキュリティ責任者(教育長)、情報セキュリティ責任者(教育次長)、教育情報セキュリティ管理者(学校ICT推進課長)、教育情報システム管理者(特別支援教育担課長)、情報システム担当者(各課担当者)、情報セキュリティ監査確認者(総務局所管以外の副市長)を置くこととされていることから、当該体制を構築し、運営を行うよう検討している。

「特別支援教育系」においては、令和4年度以前から運用を図っている「校務支援システム」への機能追加が行われるが、同機能追加に伴い、尼崎市教育情報セキュリティ対策基準における組織体制として、最高情報セキュリティ責任者(総務局所管の副市長)、統括情報セキュリティ責任者(教育長)、情報セキュリティ責任者(教育次長)、教育情報セキュリティ管理者(学校ICT推進課長)、教育情報システム管理者(学び支援課長)、情報システム担当者(各課担当者)、情報セキュリティ監査確認者(総務局所管以外の副市長)を置くこととされていることから、当該体制を構築した上で運用を図っており、令和5年度においても同様の体制で運営を行っている。

②人的安全管理措置

尼崎市では、市全体のセキュリティ対策として、統括情報セキュリティ責任者は、全ての職員に対する情報セキュリティに関する研修計画の策定とその実施体制の構築を定期的に行うとしており、当該研修計画においては、職員が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならないとされており、全職員対象の研修を実施している。

こうした中、令和4年度実証事業で構築した「新統合システム」より前から運用する「子どもの育ち支援システム」において、これまでも年1回セキュリティに関する研修を、統括管理主体の職員により実施しており、「新統合システム」構築後も継続して研修を実施している。

また、新たに構築する「就学前の子ども情報システム」においても尼崎市の市全体のセキュリティ対策として、統括情報セキュリティ責任者は、全ての職員に対する情報セキュリテ

ィに関する研修計画の策定とその実施体制の構築を定期的に行うとしており、当該研修計画においては、職員が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならないとされており、全職員対象の研修を実施している。

こうした中、令和5年度実証事業で構築した「就学前の子ども情報システム」においても、年1回セキュリティに関する研修を、統括管理主体の職員により実施する。

なお、「特別支援教育系」においても、尼崎市では、市全体のセキュリティ対策として、統括情報セキュリティ責任者は、全ての職員に対する情報セキュリティに関する研修計画の策定とその実施体制の構築を定期的に行うとしており、当該研修計画においては、職員が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるようにしなければならないとされており、全職員対象の研修を実施している。

こうした中、令和5年度実証事業で構築した「特別支援教育系システム」より前から運用する「教育系システム」において、これまでも年1回セキュリティに関する研修を、統括管理主体の職員により実施しており、「特別支援教育系システム」構築後も継続して研修を実施していく。

③物理的安全管理措置

「新統合システム」においては、サーバを尼崎市市政情報センターに設置し、個人情報を取り扱う区域においてセキュリティ対策を施しながら管理するほか、端末機においては、職員がいない時間帯においては、尼崎市子どもの育ち支援センターの建物全体として機械警備を行うほか、システム端末機が置かれる各事務室においても施錠を施す措置を講じている。

また、システムデータの出力は、情報セキュリティ管理者である各課長の許可のもと、限定された権限者が処理を行うほか、端末機からUSBメモリに出力する場合には、出力可能なUSBメモリを限定するほか、出力可能な端末機を限定した上で、ログ管理を行うとともに、データ出力に関して記録簿に記録する運用を図るなど、セキュリティ対策基準に基づく措置を講じている。

また、新たに構築する「就学前の子ども情報システム」においてはサーバを尼崎市教育・障害福祉センターに設置し、個人情報を取り扱う区域においてセキュリティ対策を施しながら管理するほか、端末機においては、職員がいない時間帯においては、尼崎市教育・障害福祉センターの建物全体として機械警備を行うほか、システム端末機が置かれる事務室においても施錠を施す措置を講じている。

また、システムデータの出力は、情報セキュリティ管理者である各課長の許可のもと、限定された権限者が処理を行うほか、端末機からUSBメモリに出力する場合には、出力可能なUSBメモリを限定するほか、出力可能な端末機を限定した上で、ログ管理を行うとともに、データ出力に関して記録簿に記録する運用を図ることを予定しており、セキュリティ対策基準に基づく措置を講じるよう検討していく。

なお、「特別支援教育系」においては、サーバを尼崎市立教育総合センターに設置し、個人情報を取り扱う区域においてセキュリティ対策を施しながら管理するほか、端末機においては、職員がいない時間帯においては、尼崎市立教育総合センターの建物全体として機械警備

を行うほか、システム端末機が置かれる各事務室においても施錠を施す措置を講じている。

また、システムデータの出力は、情報セキュリティ管理者である各課長の許可のもと、限定された権限者が処理を行うほか、端末機からUSBメモリに出力する場合には、出力可能なUSBメモリを限定するほか、出力可能な端末機を限定した上で、ログ管理を行うとともに、データ出力に関して記録簿に記録する運用を図るなど、セキュリティ対策基準に基づく措置を講じている。

④技術的安全管理措置

「新統合システム」においては、マイナンバー利用事務系ネットワークを利用するほか、システムへのアクセスを、活用主体である子どもの育ち支援センター各課職員のみ限定している。また、システムへのアクセスには、端末機の起動において顔認証及びパスワード入力を要するほか、システム起動に別途 ID 及びパスワードを要する認証機能を設定することで、不正アクセス防止の措置を行っている。

さらに、アクセス権限を職員ごとに設定し、個人情報等へのアクセス制御を行うほか、システムにアクセスログの記録機能を備えることで、個人情報等へのアクセス状況の記録や情報の改ざん、窃取又は不正な消去の防止を図るなど、必要な措置を講じている。

また、新たに構築する「就学前の子ども情報システム」においては、システムへのアクセスを、活用主体である教育委員会事務局各課職員のみ限定している。また、システムへのアクセスには、端末機の起動において、ID 及びパスワードを要する認証機能を設定することで、不正アクセス防止の措置を行っている。

さらに、アクセス権限を職員ごとに設定し、システムにアクセスログの記録機能を備えることで、個人情報等へのアクセス状況の記録や情報の改ざん、窃取又は不正な消去の防止を図るなど、必要な措置を講じている。

なお、「特別支援教育系」においては、システムへのアクセスを、活用主体である尼崎市立教育総合センター各課職員のみ限定している。また、システムへのアクセスには、端末機の起動において顔認証及びパスワード入力を要するほか、システム起動に別途 ID 及びパスワードを要する認証機能を設定することで、不正アクセス防止の措置を行っている。

さらに、アクセス権限を職員ごとに設定し、システムにアクセスログの記録機能を備えることで、個人情報等へのアクセス状況の記録や情報の改ざん、窃取又は不正な消去の防止を図るなど、必要な措置を講じている。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み

(発達に課題を抱える児童の早期発見と入学以降の支援等)

本実証事業を実施するにあたり、関係部局をはじめ、市立学校校園長会、市立保育所長会、私立幼稚園長会、法人保育園長会等に事業の目的や実施方法について説明するとともに、個人情報についても「個人情報の保護に関する法律」及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」に基づいて適切に取り扱うよう周知徹底している。今後、昨年度及び今年度のモデル校実施における課題や懸念事項について、改善策を含めて検討し、プライバシーの保護への対応について検討していく予定である。

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要

各システムの概要は、図表5-1のとおりである。

図表5-1 システムの概要

システム名	①就学前の子ども情報システム ②特別支援教育系 ※校務支援システム内に機能追加 ③新統合システム ※令和4年度実装済み・令和5年度追加機能実装
機能概要	① 就学前の子ども情報システム <ul style="list-style-type: none"> ● 「学齢簿管理等システム」から基礎情報のインポート（手動） ● 就学時健診対象者リストの生成（手動） ● 「就学時健診面接結果」帳票の印刷（手動） ● 「就学時健診面接結果」のインポート（手動） ● 「就学時健診面接結果」にもとづくスクリーニング（在籍園調査対象者の抽出）（手動） ● 「支援引継ぎ表」帳票の印刷（手動） ● 「支援引継ぎ表」のインポート（手動） ● 「学齢簿管理等システム」からの基礎情報、「就学時健診面接結果」、「在籍園調査結果」の名寄せ（自動） ● 「新統合システム」への連携（手動） ②特別支援教育系 <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の教育支援計画の情報を「新統合システム」へ連携（手動） ③新統合システム <ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもの育ち支援システム」からデータのインポート（自動） ● 「教育系システム（特別支援教育系を含む）」「就学前の子ども情報システム」からデータのインポート（手動） ● 「教育系システム」を含む各システムからインポートしたデータの名寄せ ● リスク判定機能
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	①就学前の子ども情報システム <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学齢簿管理等システム」からインポートした基礎情報、就学時健診面接結果、在籍園調査結果の各データを紐づけ、一括で「新統合システム」に連携する。 ②特別支援教育系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来書き出し可能だったデータ（名簿情報、出欠席情報、保健情報）に加え、個別の教育支援計画情報、校務支援システムIDを書き出し可能とする。 ③新統合システム <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度追加で実装の教育系システムとのデータマッチング機能によ

	り、統一CD（≡宛名番号）で特別支援教育系システムからのデータを名寄せする。
--	--

5.2 データ連携方式(システム構成)

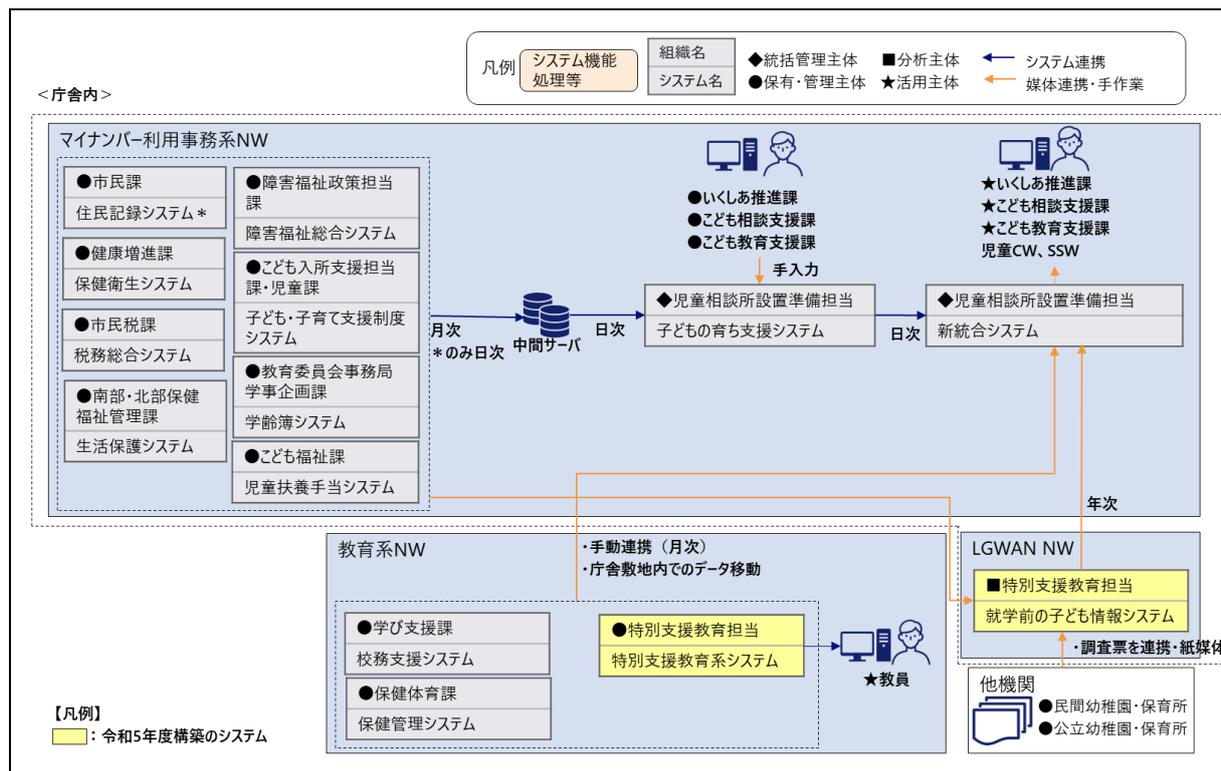
①就学前の子ども情報システム

- ・ 毎年10月の就学時健診実施に先駆け、マイナンバー系ネットワークに構築された「学齢簿管理等システム」から、当該年度の就学時健診対象者のデータを小学校41校分一括でエクスポートし、閉域ネットワーク（LGWAN系）に構築した「就学前の子ども情報システム」に記憶媒体経由でインポートする。
- ・ 次に、「就学前の子ども情報システム」内で利用する管理番号を発番するとともに小学校毎の就学時健診対象者リストを生成し、教育系ネットワーク経由で各小学校にファイルを送付する。なお、後述の特別支援教育系を含め、記憶媒体によるデータ移動は庁舎の敷地内で完結するよう行い、データが外部に流出することが無いように運用する。
- ・ 就学時健診実施後の11月以降、就学時健診児童面接結果の帳票を各小学校から回収し、LGWAN-ASPを利用したAI-OCRサービスにより読み取りを行い、「就学前の子ども情報システム」内の管理番号をキーとして就学時健診対象者データとの紐づけを行う。また、在籍園への調査結果についても同様の処理を行う。（1月頃を予定）
- ・ 「学齢簿管理等システム」から取得した就学時健診対象者、OCR読取を行った就学時健診児童面接結果及び在籍園調査結果について、データが揃い次第CSVファイルでエクスポートし、LGWANネットワーク経由で子どもの育ち支援センターのLGWAN端末に当該ファイルを送付後、「新統合システム」にデータを取り込む。（手動連携）

②特別支援教育系

- ・ 令和4年度実証事業における「校務支援システム」の機能追加を基に、月次でエクスポートしたデータを「新統合システム」に連携する。なお、今年度の実証事業より個別の教育支援計画のデータについても連携対象に追加している。

図表5-2 本年度の実証に係るシステム構成



5.3 データ連携にあたり、システムへの実装が必要な機能

「新統合システム」においては、令和4年度実証事業における教育系システムとのデータ連携機能に加えて、令和5年度実証事業においてシステム開発等を行う「就学前の子ども情報システム」及び「特別支援教育系」からのデータを取り込むことから、図表5-3のとおりシステム機能要件により、システム連携に係る機能の実装を図るものである。

図表5-3 システム機能要件

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
1	共通機能	-	「新統合システム」とデータの連携ができること。
2	データ連携機能	就学前の子ども情報システム	「新統合システム」へ連携するデータ（学齢簿管理等システムからインポートした基礎情報、就学時健診児童面接結果、在籍園調査結果）を一括で CSV にてエクスポートできる機能
		特別支援教育系	令和4年度実証事業内で構築した機能に加え、個別の教育支援計画のデータについても併せてエクスポートできる機能
		新統合システム	上記2システムのデータを取り込む機能を追加するとともに、統一コードを持つ「学齢簿管理等システム」のデータを取り込むことで、統一コードを持たない「校務支援システム」とのデータ突合を行うデータマッチング機能を追加する。また、連携されたデータを画面表示させる機能も追加する。
3	データ登録・更新機能	就学前の子ども情報システム	「学齢簿管理等システム」からエクスポートされた翌年度就学児のデータをインポートする機能及び、OCR 読取を行った就学時健診面接結果及び在籍園調査結果をインポートする機能
4	判定機能	就学前の子ども情報システム	インポートした就学時健診面接結果に対し、システム内で設定した基準によりスクリーニングを行い、在籍園調査対象を判定する機能
5	データ検索機能	-	構築されたアルゴリズムや、判定ロジック等を活用し、児童の状況判定を行う機能
6	データ参照機能	就学前の子ども情報システム	当該年度（翌年度就学児）のこどもの情報を検索する機能

5.4 システムによる判定機能の構築

①就学前の子ども情報システム

- ・ 「就学前の子ども情報システム」におけるスクリーニング機能は、就学時健診の児童面接結果による在籍園調査対象の判定を目的としており、そのスクリーニング基準については、別途設置している「就学相談に向けた就学時健診における児童面接内容の検討会」において検討を行った。
- ・ 令和5年度就学時健診（令和6年度就学児が対象）においては、昨年度の就学時健診や入学後の児童の状況などを踏まえ、就学時健診の児童面接結果のうち（原則）2つの設問で該当した場合を在籍園調査の対象とした。
- ・ なお、要支援児童の判定精度の向上のためには次年度以降も継続的に就学時健診や入学後の情報を蓄積・分析し、設問やスクリーニング基準の検討を行う必要があることから、「就学前の子ども情報システム」では、システム内で設問毎の配点や在籍園調査対象とする基準点、配点対象とする設問の選択を可能としており、スクリーニング基準の見直し等に対応できるよう構築した。

図表5-4 スクリーニング機能イメージ

3.スクリーニング管理

スクリーニング基準設定

項目名・配点設定 基準設定

設問分類	No	質問内容	チェック項目	サブ項目	配点
問題	1-1				1
	2-1			↓不正解の場合(2問目)	1
	2-2				1
	3-1			↓出来ない場合	1
	3-2				1
	4-1			↓不正解の場合(2問目)	1
	4-2				1
	5-1			↓不正解の場合(2問目)	1

設定出力 設定保存

スクリーニング基準設定

項目名・配点設定 基準設定

基準設定

項目No	基準点 (設定値以上が対象)	判定1	判定2	判定3
		1	1	1
問題	No1	●	○	○
	No2	●	○	○
	No3	●	○	○
	No4	●	○	○
	No5	●	●	○
	No6	●	●	○
観察項目	No1	○	○	●
	No2	○	○	●
	No3	○	○	●
	No4	○	○	●
	No5	○	○	●
	No6	○	○	●
	No7	○	○	●
	No8	○	○	●

設定出力 設定保存

②特別支援教育系

- ・ 校務支援システムの一機能であり、判定機能は有していない。

5.5 情報へのアクセスコントロールの整理

①就学前の子ども情報システム

- ・ 本システムの運用は令和6年度（令和7年度就学児）以降であり、具体的な運用体制については今後検討予定である。現時点での想定としては、本システムを導入した端末は教育委員会事務局庁舎内の施錠可能な執務室のみに設置（子どもの育ち支援センターに設置した端末はデータの送受用であり「就学前の子ども情報システム」は利用不可）し、特別支援教育担当課長の権限により、活用主体である「特別支援教育担当」の職員に限定してIDとパスワードを発行しアクセス権を付与しシステムの操作を行うものとする。

②特別支援教育系

- ・ 別途構築済の「校務支援システム」の一機能である。（閉鎖的ネットワークである教育系ネットワーク及び端末に構築されており、各学校の児童の情報は各学校の職員及び教育委員会事務局職員のみが閲覧可能である。また、ネットワーク及び端末の管理権限を学校ICT推進課が有し、システムの管理権限を学び支援課が有する。）

5.6 安全管理措置の実施

図表5-5に記載のとおり、安全管理措置を実施した。

図表5-5 安全管理措置の実施

組織的安全管理措置	(4.2.2 と重複)
人的安全管理措置	(4.2.2 と重複)
物理的安全管理措置	4.2.2 に加え、システムを導入した端末を教育委員会事務局庁舎内の施錠可能な執務室のみに設置
技術的安全管理措置	LGWAN 端末にシステム構築し、アクセス権を特別支援教育担当の職員に限定して付与

第6章 データの準備

6.1 アナログ情報のデジタル化

○就学時健診児童面接結果記録表

市立小学校において実施している就学時健康診断の児童面接は、令和元年度まで内容や方法が統一されておらず、一人ひとりの個別面談を行っている学校が多かった。そこで、令和2年度に教育委員会事務局保健体育課、特別支援教育担当、子どもの育ち支援センター発達相談支援担当などで児童面接の内容や方法を検討し、4人ずつの集団面接に統一し、発達に特性のある児童の早期発見、早期支援に活用することにした。

就学時健診の児童面接を統一した内容や方法で実施し、その4人の結果を1枚の記録用紙に記入することにした。しかしながら、各小学校でその児童面接結果記録表をもとに支援の必要性を判断した後は、児童面接結果記録表は紙媒体で保管し、入学前後に必要なに応じて支援に活用する程度で、活用の方法や頻度に学校間で差が見られた。そこで、この保管されるにとどまっていた児童面接結果記録表をデータ化し、発達特性のあるこどもを早期発見、早期支援するとともに保健や福祉と連携して活用することにした。

紙媒体の記録を活用するためには、データ化することが必要であることから、各小学校から提出された紙媒体の面接結果記録表をOCRで読み込むこととした。その際、概ね正しく読み込むことが出来たが、枠外の文字や改行する位置によっては正しく読み込むことができなかったため、読み込んだデータについて人の目による確認を行う必要がある。また、全校実施に向けては、記入時の留意点を作成することで、読み込み精度の向上を図っていく。

読み込んだデータについては、CSVデータで書き出し、そのデータを「新統合システム」に読み込み、データ連携することにした。このようにデータを連携することで、学校からの依頼により児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行う際の基礎データの充実を図り、早期に適切な支援を行える体制の構築を図った。

○支援引継ぎ表

先述の就学時健診の児童面接で、支援を要すると判断された児童については、令和4年度のモデル校から支援引継ぎ表を活用した在籍園調査を行うことで、入学する小学校への引継ぎを行うこととした。

これは、令和3年度以前は、各小学校において実施している就学時健診の児童面接において支援を要する可能性のある児童の在籍園への調査は、小学校の担当教員による聞き取りによるものであったが、聞き取り内容の差異や聞き取りに漏れがあり、入学後の支援に十分にいかせていない場合もあったと考えられるため、令和4年度にモデル校で統一した支援引継ぎ表を使用することで、児童の特性と在籍園での支援内容を確実に引き継ぐことができるようにした。

また、この支援引継ぎ表をOCRで読み取り、データ化するとともに、就学時健診のデータと紐づけ、「新統合システム」にデータ連携することで、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援に活用し、より充実した支援につなぐこととした。

6.2 データの加工

○就学時健診児童面接結果記録表

教育委員会で「学齢簿管理等システム」からエクスポートしたデータを基に、「就学前の子ども情報システム」内での各種データ統合を行うための管理番号を付した就学時健診児童面接用の児童名簿を作成し、就学時健診児童面接結果記録表とともに小学校に送付する際に、転出入児童に対応できるように追記及び削除の方法も明示することとした。

各小学校で就学時健診の実施後に就学時健診児童面接結果記録表を教育委員会に提出し、教育委員会で就学時健診児童面接結果記録表の記載内容を確認のうえ、OCR 処理をする。また、OCR 処理において文字が不鮮明な場合は、チェックが入るように設定しており、人による読み取りデータの確認の際に、重点的に確認することができるようにしている。

さらに、就学時健診児童面接結果記録表を OCR 処理し、支援を要する可能性があると判断した児童については、「就学前の子ども情報システム」において、管理番号と氏名を記入した支援引継ぎ表を作成することができるようにした。支援引継ぎ表を作成後、在籍園に支援引継ぎ表の作成を依頼し、在籍園にて記入後、教育委員会に提出を求めることとした。

なお、OCR 処理したデータをシステムが持つデータと正確に統合できるように、別途、就学時健診児童面接用の児童名簿に就学時健診の出欠状況や転出入の状況を記入して教育委員会に提出することにしており、アンマッチデータ等に関して AI-OCR 処理後のデータと突き合わせて確認することでデータの正確性を担保することとした。

また、支援引継ぎ表の OCR 処理データと統合した後は、CSV データとして連携データを書き出し、「新統合システム」とのデータ連携を行うものとする。

6.3 名寄せ

【新統合システム】

「新統合システム」に「就学前の子どもの情報システム」データを取り込むにあたっては当該データが保有する統一コードを基にシステム内でマッチング（データ連携）を実施する。

一方、「校務支援システム」のデータ及び「特別支援教育系（個別の教育支援計画）」のデータを取り込むにあたっては、これらのデータに統一コードが含まれていないため、本実証事業にてデータマッチングのための機能を「新統合システム」側で実装し、アンマッチが生じた場合には「学齢簿システム」データに含まれる統一コードをはじめとする情報を基に職員によるマッチング作業を実施する。

具体的なデータマッチングのための機能としては、統一コードを持つ「学齢簿管理等システム」と統一コードを持たない「校務支援システム」の双方が有する「児童生徒のふりがな」及び「生年月日」のデータを突合することによって、「校務支援システム」が持つ独自IDと統一コードの紐づけを行うものであり、当該突合結果について「新統合システム」にデータとして保存することによって、統一コードを持たない「校務支援システム」（特別支援教育系を含む）からのデータ取り込みについて、「校務支援システム」の独自IDをキーにデータ連携を可能とするものである。

さらに、データ連携に関しては、セキュリティ対策のため、システム間（部署間）のデータ提供の方法として、「就学前の子どもの情報システム」からのデータ連携については、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して行うものとし、「校務支援システム」（特別支援教育系を含む）からのデータ連携については、教育系ネットワークを介して行うものとする。

なお、「校務支援システム」のデータ及び「特別教育支援システム（個別の教育支援計画）」のデータとのマッチング作業については、年度更新時、新たに対象となる新小学校1年生が統一コードを保有しないことに加え、「校務支援システム」は小学校6年生が中学校に入学する際にこれまで保有していた統一コードを保持しないという仕様であるため、これら2学年の児童に対しては全児童のマッチング作業を年度当初に行うものとする。また、データ取り込みを月次処理であることから、5月以降についても各学年において転校等による児童の異動が発生するため、月次でマッチング作業を実施するものとする。

【就学前の子ども情報システム】

「学齢簿管理等システム」から取得する就学時健診対象者データにおいて、統一コードを取得することで、統一コードをキーにして新統合システムとのデータ連携を可能とした。

なお、在籍園調査では、「就学前の子ども情報システム」内で利用する管理番号を発番するが、この管理番号と統一コードの紐づけにより、在籍園調査の結果に関しても、統一コードをキーに新統合システムとのデータ連携を可能としている。

6.4 その他、データの準備に係る諸課題への対応

「就学前の子ども情報システム」を活用した就学時健診児童面接や在籍園調査は、9月時点での児童在住情報を元に実施しており、それ以降の転入児童や住民票の異動を行っていない児童の情報については、その児童の統一コードを「就学前の子ども情報システム」内に保有しておらず、上記の「就学前の子ども情報システム」内で利用する管理番号と統一コードの紐づけがなされていないことから、その児童の情報のデータ連携方法について、今後協議が必要である。

第7章 データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

7.1 システムによる判定の結果

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

市内在住の0歳～18歳までのこども66,301人を対象に、「新統合システム」によるリスク判定を実施した結果、リスク判定により点数（リスクポイント）が付与されたのは21,599人（32.6%）であった。

そのうち、基準点以上であるこどもは856人で、その内訳として、就学前のこどもで基準点（45点）以上のものが688人、就学後のこどもで基準点（99点）以上のものが168人であった。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

「就学前の子ども情報システム」による判定は、就学時健診の児童面接結果に基づくスクリーニング基準により発達に課題を抱えている可能性のあるこどもを判定するものであるが、現状においてシステム開発が完了しておらず、令和6年度の就学時健診からシステム稼働を予定しているため、今年度は庁内に設置している「就学相談に向けた就学時健診における児童面接内容の検討会」において就学時健診の児童面接結果をエクセルに入力しデータ化を図ることで、モデル校11校の就学時健診の児童面接結果の集計を行うとともに、スクリーニング基準による判定を行った。

その結果、モデル校11校における就学時健診受診者751人のうち、「就学時健診に関する検討会」で設定した判定基準（14項目のうち2つ以上が不通過又は発達障害と特に関連性が高いと考える3項目のいずれかが不通過の場合に発達に課題を抱えている可能性ありと判定）に該当し、発達に課題を抱えている可能性があるとして判定した児童は127人（16.9%）であった。なお、127人のうち26人は既に教育委員会で就学相談を実施しており、また、4人は在籍園情報がなかったため、残りの97人を在籍園調査の対象とした。

7.2 支援に向けた人による絞り込み

7.2.1 人による絞り込みの取組内容

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

第3章にも記載のとおり、システム処理によるリスク判定結果のみでは実際に支援を要する状況にあるか否かの判断は困難であるため、抽出された対象者については、人によるアセスメントが欠かせないと判断した。

そのため、児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等に情報提供を行い、対象者が支援を要する状況にあるかどうかのアセスメントを進めることでさらに精査を行いながら、プッシュ型支援に繋げていくこととした。

具体的な取組としては、システム判定により抽出された基準点以上のこども856人のうち、「未就学児（年中）」又は「未就学児（年長）」に該当する60人については、日常的にこどもの様子を把握することが困難であると想定されるため、児童ケースワーカーによる状況確認を行うこととし、それ以外のこどもについては在籍園や学校等の所属や関係機関等があることから、これらの関係職員等による確認が可能な状況にあると判断したため、個別の状況確認までは実施しないこととした。なお、就学前のこども628人については、乳幼児健診等によりこどもと関わる機会が多い地域保健課の保健師や、こどもの発達に関する相談支援等に関わる機会のある市職員に対して情報提供を行うほか、就学後のこども168人については、スクールソーシャルワーカーに情報提供することで、対象となるこどもの見守りを強化し、支援を要する場合に連携した支援を行える体制とした。

また、今回、初回のシステム判定により取組を進めたものであるが、今後、月次で判定を行うことで、要保護児童対策地域協議会の管理ケースの状況変化を把握可能となることから、状況変化に応じて、必要となる支援方針の見直し等についても検討する予定としている。

なお、人による絞り込みとして上記の状況確認及び見守り強化を行うなかで、支援に当たる者が、図表2-1のNo. 16～31の16項目に関する情報を確認した場合は、システム上のデータとして入力するものとし、次回以降のリスク判定処理に反映させるものとしている。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

令和6年度以降は、就学時健診の児童面接結果を、「就学前の子ども情報システム」にデータとして取り込み、システム処理によって一次判定を行うが、判定により抽出されたこどもが支援を実際に要する状況かどうかは一次判定だけで判断できないことから、支援に向けて人による絞り込みを行う。

具体的には、一次判定により抽出されたこどもについて、在籍園での支援状況に関する調査を「支援引継ぎ表」により実施し、就学時健診の児童面接結果と在籍園調査結果を基に、各小学校においても独自に在籍園への調査を行いながら、小学校内で組織的に支援の必要性を検討することで、支援対象者の絞り込みを行うとともに、支援方針や支援計画を策定することを想定している。

なお、小学校入学以降、学年が上がっても、また、中学校進学以降も、切れ目なく支援を行うため、支援対象者に対する個別の教育支援計画等を策定するとともに、「校務支援システム」内への機能追加により実装する「特別支援教育系」にデータを入力しながら支援を進めるものとし、併せて「新統合システム」とデータ連携するにより、保健・福祉と連携した支援につなげることを想定している。

7.2.2 人による絞り込みの結果

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

児童ケースワーカーが状況確認を行った「未就学児（年中）」又は「未就学児（年長）」に該当する60人のうち、支援を要する状況にあったこどもが3人、所属が確認できた等により現時点で支援を要する状況になく見守りを強化したこどもが38人、状況確認が完了していないこどもが19人であった。

なお、関係機関への情報提供については、今回のシステム判定が可能となったのが2月であったことから、現状では情報提供を行ったところであり、現時点では、支援を要するこどもについての報告等はない状況であるが、今後、報告等あれば適切に対応を図っていく予定である。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

本実証事業期間内においては人による絞り込みまでは未実施であるが、モデル校11校で実施した在籍園調査の結果では、就学時健診の児童面接結果を元に在籍園調査の対象とした児童101人のうち在籍園のあった97人について回答があった。また、調査対象とした児童とは別に、支援状況を伝えるべき児童として在籍園側より追加で33人分の回答があったため、在籍園からの回答は計130人分であった。なお、回答があった130人のうち118人の児童について何かしらの支援状況や困りごとに関する記載があり、在籍園においても一定の配慮や支援を必要としていることが判明している。

7.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

7.3.1 こども等に対する支援の取組内容

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

支援が必要と判断されたこどもについては、要保護児童対策地域協議会の受理会議において支援方針等を検討する。

受理会議における検討の結果、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとなった場合には、児童ケースワーカーが関係機関と連携の上、必要な支援の調整を進める。また、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとならなかった場合は、関係機関等への見守りを依頼するとともに、状況がより明確になった場合や状況に変化があった場合で支援を要する状況が確認できた場合に、改めて要保護児童対策地域協議会に情報提供いただくよう依頼している。（事務フローについては、図表3-2を参照のこと）

図表7-1 支援の詳細プロセス

分類	情報共有先	対応確認方法
A	・こども相談支援課 (児童ケースワーカー)	①実証事業担当：対象者リストを作成し、共有フォルダに格納 ②実証事業担当：児童ケースワーカーに支援方針の見直しを依頼 ③児童ケースワーカー：支援方針見直し有無を検討 ④児童ケースワーカー：③の結果をリストに入力 ⑤実証事業担当：リストにて対応を確認
B	—	—
C	・いくしあ推進課 (総合相談担当職員) (発達相談支援担当職員) ・北部地域保健課 (保健師) ・南部地域保健課 (保健師)	①実証事業担当：対象者リストを作成 ②実証事業担当：関係課にリストをデータで送付 ③関係課：人による判定結果をリストに入力 ④関係課：③のリストを実証事業担当に送付 ⑤実証事業担当：リストにて対応を確認 ⑥支援を要する状況にあるこどもについて、要保護児童対策地域協議会への報告を依頼
D	・いくしあ推進課 (総合相談担当職員) (発達相談支援担当職員) ・北部地域保健課 (保健師) ・南部地域保健課 (保健師)	①実証事業担当：対象者リストを作成 ②実証事業担当：関係課にリストをデータで送付 ③関係課：人による判定結果をリストに入力 ④関係課：③のリストを実証事業担当に送付 ⑤実証事業担当：リストにて対応を確認 ⑥支援を要する状況にあるこどもについて、要保護児童対策地域協議会への報告を依頼
E	・こども相談支援課 (児童ケースワーカー)	①実証事業担当：対象者リストを作成し、共有フォルダに格納 ②実証事業担当：児童ケースワーカーに状況確認を依頼 ③児童ケースワーカー：状況確認を実施 ④児童ケースワーカー：③の結果をリストに入力 ⑤実証事業担当：リストにて対応を確認 ⑥支援を要する状況にあるこどもについて、要保護児童対策地域協議会の受理会議で支援方針を検討する
F	—	—

G	・こども教育支援課 (スクールソーシャルワーカー)	①実証事業担当：対象者リストを作成 ②実証事業担当：こども教育支援課にリストをデータで送付 ③こども教育支援課：人による判定結果をリストに入力 ④こども教育支援課：③のリストを実証事業担当に送付 ⑤実証事業担当：リストにて対応を確認 ⑥支援を要する状況にあるこどもについて、要保護児童対策地域協議会への報告を依頼
H	—	—

図表7-2 データ連携における取組で連携するデータの内、支援に用いたデータ項目

実際の支援に用いたデータ項目	支援に用いるために実施した処理	支援に用いた理由
「図表3-3」に記載している31項目	基準点以上と判定されたこどもについて、31項目のうち該当するリスク項目と、リスクポイントの合計点数がわかるような一覧表を作成	人による判定を行うにあたり、すでに該当しているリスク項目に誤りがないか、また、追加で該当するリスク項目がないかを確認してもらうため。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

本実証事業期間内においては人による絞り込みは未実施であるが、各小学校の教職員による入学前の在籍園への聞き取り調査や児童の受け入れ体制の構築は通常の支援方策として従来から実施している。

今後、各小学校・各教職員の判断に任されていた判定基準（聞き取り対象の抽出）や聞き取り内容の統一により、入学前後のより効果的な支援の実施や、情報の定量化に基づく教育委員会事務局との連携強化が見込まれる。また、データ連携による要支援児童の早期発見・早期支援や、教育・福祉・保健の連携した支援についても今後検討を進めていく。

7.3.2 こども等に対する支援の実施結果

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

児童ケースワーカーが状況確認を行った「未就学児（年中）」又は「未就学児（年長）」に該当する60人のうち、支援を要する状況にあったこどもが3人であったが、このうちの1人は他市から転入してきたばかりで、「3歳6か月児健診未受診」かつ「所属のない年中児」に該当するこどもであった。

調査を進める中で、対象のこどもは、転入前の自治体において、夫婦げんかの目撃により心理的虐待として通告があったことから要保護児童対策地域協議会で心理的虐待としてケース管理されており、関係機関による見守り支援が行われていたことが判明した。そのため、本市においても要保護児童対策地域協議会の管理ケースとしての取り扱いを検討している。

今後は、本市においてこどもの所属先となる保育園が内定していることから、所属先での見守りを中心にこどもや世帯についての情報収集を行い、必要な支援を検討していく予定である。

また、支援を要する状況にあった他の2人についても、同様に要保護児童対策地域協議会でケース管理しながら、関係機関と連携し、支援を検討していく予定である。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

本実証事業期間内においては人による絞り込みは未実施であるが、就学時健診の児童面接結果に基づく在籍園調査に加え、昨年度のモデル校3校における在籍調査結果と調査対象となったこどもの小学校入学後の状況確認を福祉部局職員（専門職を含む）及び教育委員会事務局の職員にて実施した際には、モデル校からは、帳票による在籍園調査が新年度の担任への情報引継ぎも含めて効果的であるという意見や、小学校訪問において作業療法士や心理士による見立て、福祉部局の職員によるアドバイスは（教職員の視点に偏る学校現場において）特に参考になるといった意見があり、いわゆる縦の連携・横の連携の重要性が認められた。

一方で、現在はあくまでモデル校としての実施であるため小学校により取組への温度差もあり、また、調査の依頼先の在籍園によっても支援引継ぎ表の記載内容に温度差が感じられるため、本事業に対する理解を得ながら市全体として取り組んでいく必要がある。

第8章 事業効果の評価・分析

8.1 データ連携による抽出結果の全体像

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

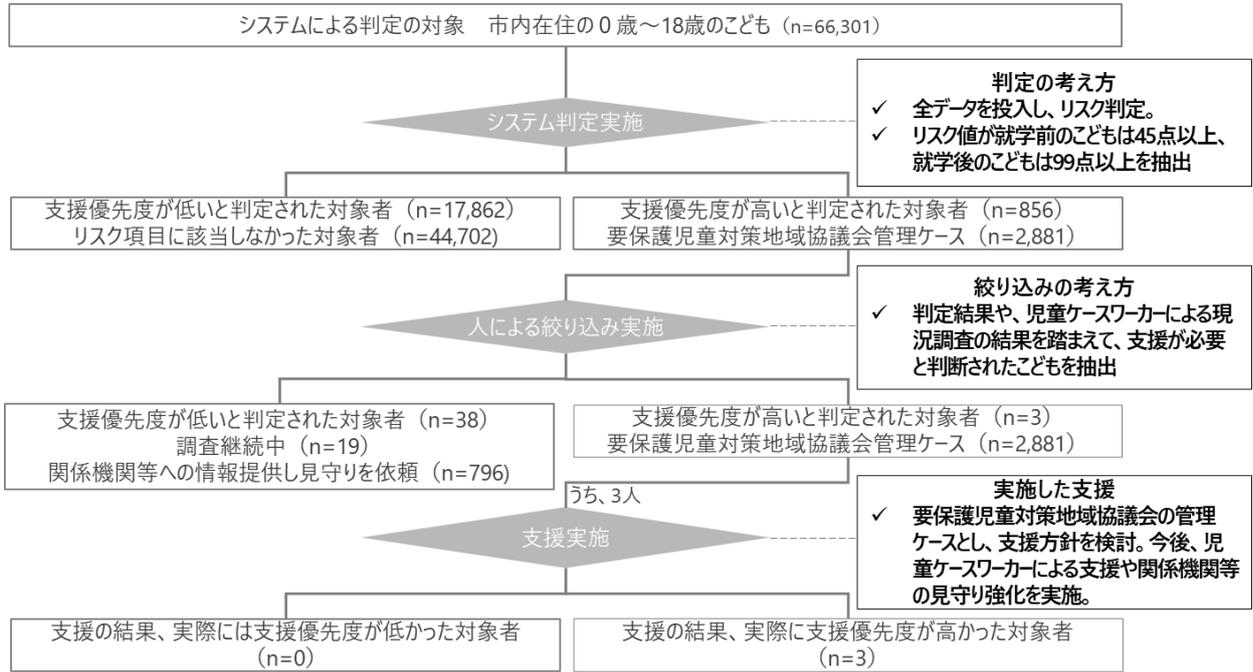
本実証のうち、昨年度の実証事業に係る継続分については、分析対象者を市内在住の0～18歳と定義し、分析対象のこども66,301人にシステムによる判定を行った結果、判定に用いた各データ項目の設定点数が付与された人数は21,599人であった。また、そのうち、基準点以上のこどもが856人で、うち就学前のこどもが688人、就学後のこどもが168人であった。

システム判定後の支援に向けた人による絞り込みにおいては、基準点以上の就学前のこども688人のうち、「未就学児（年中）」又は「未就学児（年長）」に該当する60人については、第三者による日常的なこどもの様子を把握が困難と想定し、直接、児童ケースワーカーによる状況確認を実施した。

その結果、支援を要する状況にあったこどもが3人、所属が確認できた等により現時点で支援を要する状況になく見守りを強化したこどもが38人、現時点で状況確認が完了しておらず継続調査中のこどもが19人となっている。なお、支援を要する状況にあったこども3人は、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして取り扱い、今後、児童ケースワーカーによる直接支援や関係機関による見守り等の支援を行う予定である。

また、その他の基準点以上の就学前のこども628人は所属や関係機関等があるため、関係機関の職員等による確認が可能な状況にあると判断し、乳幼児健診等により児童とかかわる機会のある保健師や、発達に関する相談等によりかかわる機会のある市職員に情報提供し、また、基準点以上の就学後のこども168人については、スクールソーシャルワーカーに情報提供することで、関係職員等による対象となるこどもの見守りを強化し、支援を要する場合に連携した支援を行える体制とした。

図表 8 - 1 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

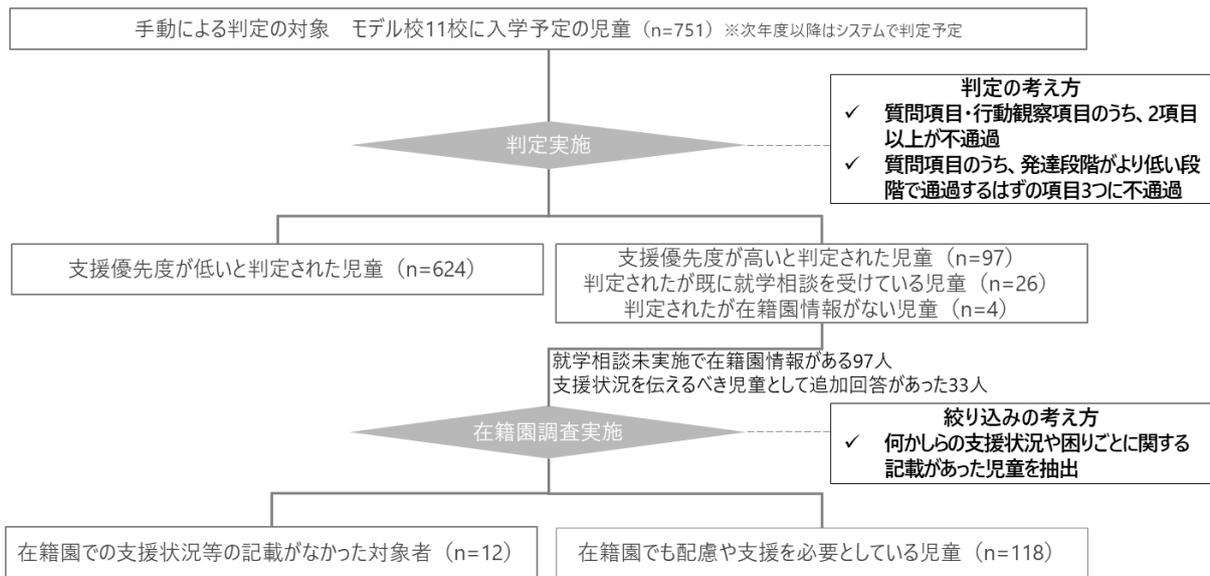
本実証事業のうち、今年度実施の困難類型「発達障害等」については、分析対象者を来年度市立小学校に入学予定の年長児と定義した。本格実施後については、市内全体では毎年3,500人程度の児童が対象となり、就学時健診面接結果の帳票をOCRで読み込み、システムによる判定を実施する見込みだが、今年度は市内41小学校のうち11小学校をモデル校に設定し、モデル校に入学予定の児童751人を分析対象に、令和5年10月に実施した就学時健診面接結果を手動で集計し判定を行った。

その結果、支援優先度が高いと判定された児童は127人で、そのうち既に就学相談を受けている児童は26人、在籍園情報がない児童は4人で、残りの97人を在籍園調査の対象とした。

また、在籍園調査の対象とした97人に、支援状況を伝えるべき児童として在籍園側より追加で回答があった33人を加えた計130人について、何かしらの支援状況や困りごとに関する記載があり、在籍園においても一定の配慮や支援を必要としている児童は118人であった。

なお、在籍園調査結果を踏まえた「人による絞り込み（アセスメント）」及び「実際の支援」は、小学校入学後に実施予定である。

図表8-2 プロセスごとの判定の考え方、及び対象者人数の整理結果



8.2 困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の提示

本実証のうち、昨年度の実証事業に係る継続分においては、システムによる判定で支援すべきと判定された対象者について、「人による絞り込み（アセスメント）」及び「実際の支援」を実施した。本節では、それぞれの実施にあたって有用であったデータ項目、すなわち「児童虐待等」との関連性が高いと判断したデータ項目がいずれであったかを理由・根拠とともに、検証・報告する。

なお、本実証のうち、今年度実施の発達障害等に関しては、「人による絞り込み（アセスメント）」及び「実際の支援」は、今後実施する予定としていることから、以降、本章における記載は、昨年度の実証事業に係る継続分についてのみ記載を行うものとする。

8.2.1 「人による絞り込み（アセスメント）」の実施結果を踏まえた検証の結果

人による絞り込みの結果により支援が必要と判断した3人及び要保護児童対策地域協議会の管理ケースの2,881人を合わせた2,884人を「支援が必要と判断された対象者」とし、システムによる判定により支援の必要性が低いと判断された17,862人及び人による絞り込みの結果により支援が不要と判断した38人を合わせた17,900人を「支援の必要性が低い又は不要と判断された対象者」と定義し、検証を行った。

具体的な検証方法としては、判定に用いた各データ項目のうち困難の類型「虐待等」との関連性が高いと判断されたデータ項目について、「支援が必要と判断された対象者」と「支援の必要性が低い又は不要と判断された対象者」それぞれが該当する割合を算出し、どれぐらいの差が生じるか分析するものとした。

検証の結果、困難の類型「虐待等」においては、図表8-3のとおり「児童扶養手当受給世帯」「若年出産」「障害認定（保護者）」「障害認定（本人）」「身長（ $-2SD$ ）」「生活保護受給世帯」「虫歯（5本以上）」「未就園児（年中）」「連続欠席日数（7日以上）」「DVの通告歴がある」「ステップファミリー」「一時保護歴がある」「相談歴あり（児童虐待）」の13項目のいずれも「支援が必要と判断された対象者」において該当する割合が高く、特に「相談歴あり（児童虐待）」（78.4%の差）「生活保護受給世帯」（20.6%の差）、「児童扶養手当受給世帯」（19.1%の差）の3項目で差が大きいという結果を得た。

図表 8 - 3 人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、
 困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目とその分析結果

人による絞り込み（アセスメント）の実施結果を踏まえ、 困難の類型との関連性が高いと判断されたデータ項目	分析結果 （※なるべく定量的に記載すること）
児童扶養手当受給世帯	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「児童扶養手当受給世帯」に該当する割合が19.1%高かった。
若年出産	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「若年出産」に該当する割合が2.7%高かった。
障害認定（保護者）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「障害認定（保護者）」に該当する割合が1.3%高かった。
障害認定（本人）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「障害認定（本人）」に該当する割合が4.1%高かった。
身長（-2SD）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「身長（-2SD）」に該当する割合が0.7%高かった。
生活保護受給世帯	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「生活保護受給世帯」に該当する割合が20.6%高かった。
虫歯（5本以上）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「虫歯（5本以上）」に該当する割合が2.3%高かった。
未就園児（年中）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「未就園児（年中）」に該当する割合が1.1%高かった。
連続欠席日数（7日以上）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「連続欠席日数（7日以上）」に該当する割合が0.7%高かった。
DVの通告歴がある	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「DVの通告歴がある」に該当する割合が0.6%高かった。
ステップファミリー	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「ステップファミリー」に該当する割合が6.1%高かった。
一時保護歴がある	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「一時保護歴がある」に該当する割合が9.0%高かった。
相談歴あり（児童虐待）	支援が必要と判断された対象者は、支援が不要と判断された対象者に比べて、「相談歴あり（児童虐待）」に該当する割合が78.4%高かった。

8.2.2 「実際の支援」の実施結果を踏まえた検証の結果

人による絞り込みの結果により支援が必要と判断されたこども3人については、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして、今後支援に進めていくところであるため、現時点では支援の実施結果を検証できる段階にはないが、要保護児童対策地域協議会の管理ケースに係る支援の進行管理を行う中で、支援の実施状況を確認（モニタリング）することで、結果の確認・検証を進めていくこととする。

8.3 こどもデータ連携の取組効果の分析

本実証における「虐待等」を困難類型とする取組に関しては、データ連携により支援を要する状況にあるこどもを早期に発見しプッシュ型支援に繋げることを目標とし、2年間の実証期間を設けた。

昨年度においては、リスク判定項目の選定やフローの検討を行い、今年度においては、システムによる判定処理の実施と、判定基準の検証、フローの見直しを行い、人による判定を踏まえて支援を要する状況にあるこどもを抽出することができた。「新統合システム」では対象年齢のこどもに対して悉皆でシステム判定を行えることから、これまで相談を受けていないこどもに対しても調査対象とすることができ、潜在的に支援を要するこどもの早期発見につなげることができた。

また、教育系システムとのデータ連携により、これまで個別に学校に調査依頼していた情報をシステム上で把握できるため、基礎調査に要する時間の大幅な短縮を図ることが可能となった。

なお、本年度末時点で、支援を要する状況にあると判断されたこどもについて、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして支援を開始することとなったが、その結果の検証までには至らなかった。支援の結果検証には一定の期間を要するため、要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして支援状況をモニタリングしながら、その結果を検証する予定としている。

図表8 - 4 本実証事業を通じての目標、及び本年度実証における成果・進捗状況

#	目標 (アウトカム)	測定指標	測定方法	本年度初時点の実績、本年度末時点の成果・進捗	(測定指標の数値には表出しませんが、定性的に感じられた) 取組メリット、実施障壁・課題
1	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の発見	潜在的に支援を必要とするこども・家庭の発見件数	人による判定結果により抽出	0件 →3件	これまでは相談があった対象者のみを調査対象としていたが、データ連携により、相談がない対象者も調査対象とすることで、潜在的に支援を要するこどもの発見につながった。
2	児童ケースワーカーの負担軽減	相談時の基礎調査に係る時間	—	—	これまで調査に要する時間を測定しておらず、具体的な削減時間までは示せないものの、これまで対象者1人ずつ個別に関係機関へ聞き取りを行う必要があった調査項目（学校の出席日数、身長体重等）について、データ連携によりシステム上で状況確認できるようになったため、調査に要する時間が大幅に短縮された。

第9章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項をとりまとめる。

【①虐待等の課題を抱えていると見込まれる児童への支援】

困難の類型「虐待等」においては、対象者の早期発見・早期支援が大きな課題であった。これまでは本人や家族又は関係者からの相談や、虐待事案が発生して初めて基礎調査を行い、リスク判定を行っていたが、本実証事業で「新統合システム」を構築し、悉皆でリスク判定を実施できるようにしたことで、事前に必要な調査を行った上で、プッシュ型支援に繋げる体制を整えることができた。本実証事業で構築したリスク判定フローを基に、今後も継続的に取り組むことで、虐待等の早期発見・早期支援に繋げ、虐待等の未然防止に取り組んでいきたい。

また、本実証事業の実施においては、実際に虐待対応を行う児童ケースワーカーだけではなく、こどもに関わる様々な関係部署・関係機関の協力を得ることが必要である。プッシュ型支援をより一層進めていくためにも、引き続き関係部署・関係機関と連携しながら、困難を抱えているこどもやその家族に必要な支援を届けていけるようにしていきたい。

図表9-1 本実証を通じて得られた示唆（実証全体を通じた整理）

こどもデータ連携の実証に取り組んだからこそ得られた示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● これまでは相談のあったこどもに対してのみ調査やリスク判断を行っていたが、「新統合システム」の構築によるデータ連携及びリスク判定により、0～18歳までのこども全員に対してリスク判定が可能となり、これまで把握できなかった相談のないこどもに対しても調査対象とすることができ、調査等の結果、支援に繋げることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待の未然防止においては、支援を要するこどもをいかに早期に発見できるかが重要となる。リスク判定機能により対象者を抽出することが可能となるため、早期発見・早期対応には非常に有益であると考ええる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 出席日数や身長、体重等、教育委員会が持つ情報についてもデータ連携したことで、調査にかかる時間を大幅に短縮することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会とのデータ連携は、教育システムにデータ入力を行う学校側の理解や、データマッチングの問題等の課題はあるものの、調査やアセスメントのための情報収集を容易にすることができるため、業務効率化にもつながると考える。
<ul style="list-style-type: none"> ● データ連携は、プッシュ型支援や業務効率化に非常に有効だが、そのための条件整備には、支援体制の構築とともに、データ連携における個人情報の取り扱いの整理、データ連携に係る関係部署との調整、システムベンダーとの調整など、かなりの労力・時間を要することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体のスケジュール管理や役割分担を明確にしなが、進捗させていくことが非常に重要になる。 ● 今回、リスク判定機能において、一部のデータ項目で抽出が十分に行えていないことが判明し、抽出データの検証及びプログラム改修に多くの時間を要するという不測の事態が生じた。必要なデータ項目や出力形式等について、ベンダーと詳細な打ち合わせを行うことで、より円滑なデータ連携を行うことができるものと思われる。

図表9-2 本実証を通じて得られた示唆（検討事項ごとの整理）

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待等の課題を抱えるこどもへのプッシュ型支援に向けて、福祉系システム検討チーム内での相互理解や各々の役割を明確化しながら、協力体制のもとで取組を進めることができた。 ● リスク判定機能が十分に機能しないという想定外の事態等があり、当初のスケジュール変更を余儀なくされたが、課題が上がるたびに検討チーム内で対応を検討することで取組を進め、プッシュ型支援にまでつなげることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組の推進には、事業開始時点で検討チームによる入念な打ち合わせにより、相互理解や役割分担の明確化を図りながら、協力体制のもとで進捗管理が欠かせない。 ● 不測の事態も想定しながら進捗管理を行う必要が生じたが、上記の協力体制により対応が図れた。データ連携や支援体制の構築においては、関係部署が多岐にわたることから、まずは検討体制を強固にし、相互理解・相互協力のもと取組を進める必要性を感じた。 ● データ連携のためのシステム構築や判定ロジックの検討は、大量のデータ分析を行う必要があり、検証等に時間・労力を相当に費やしたが、結果、「虐待等」の早期発見・早期対応に繋げることができたため、非常に意義のあるものと感じている。

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携するデータ項目の選定は、昨年度の実証事業で検討を行ったが、どの項目をデータ連携するか、どのようにデータ連携させるかの整理・検討に時間を要した。 ● また、今年度の実証事業においては、実際にデータ連携を行った際に、住民記録データから「ひとり親世帯」の抽出が困難なことが分かり、検討の結果、「児童扶養手当受給世帯」を連携するデータ項目としており、改めてデータ検証の重要性を認識した。 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報扱うことから、連携するデータ項目の選定にあたっては、データ所管課とも十分に調整した上で、相互にその目的を理解した上で進めることが重要である。 ● 教育系システムと福祉系システムのデータ連携は、データマッチング等のハードルが高かったが、データ連携できたことで、アセスメントの幅が広がるなど、支援においても非常に有益であったと考えている。

▼判定基準の検討（3章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準の検討には、支援現場におけるこれまでの知識と経験が活かされた。途中で判定フローを変更する等、検討に多大な時間を要した部分であるが、データ連携により「把握したい児童」をどう抽出するかに焦点を当てて組み立てることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体によってデータ連携で求める対象者像が異なるため、時間をかけてしっかり検討することが大切である。 ● 現実的にプッシュ型支援に当たることができないマンパワーに限りがあるため、判定基準の検討においては、各自治体で継続的支援が可能な閾値にするなどの必要も生じると考える。支援体制の充実が図ることが難しい場合など、どのようにバランスさせるか等も苦慮することが想定される。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護の観点から、電磁的磁気媒体などによるデータの持ち運びによる紛失リスクを防ぐためサーバ経由での連携を検討したが、ネットワーク構成の違い等から一部対応が難しいシステムがあり、LGWAN回線等を使用してデータの授受を行う整理としたものがあった。 ● LGWAN回線を使用することなどから個人情報漏洩のリスクは少ないが、可能であればセキュリティの高いサーバ経由での連携が望ましかったと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● システムにより対応の可否はあるものの、可能であれば、よりセキュリティの高い環境でのデータ授受を行えるような検討を行っていただければと思う。（サーバ経由のデータ連携が実現すれば、結果的に職員の手間の低減にも寄与する）

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● データ連携におけるシステム構築において課題となったデータマッチング機能について、各システムの所管部署との意思疎通が不十分なため課題が生じたことから、改めて調整の重要性を認識した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ連携には多くの関係部署との調整を要するが、部署によって取組への温度感が異なる場合があるため、相互理解のためのコミュニケーションを可能とする環境づくりが重要になる。

▼データの準備（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携データのうち、一部の教育系システムには住民基本台帳の宛名番号を持たないシステムがあったことにより、データ連携を行うために当該システム固有の ID と住民基本台帳の宛名番号の突合作業を例月で行う必要が出てきており、より効率的にデータの利活用を行うための環境整備が十分ではなかったと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● システムによっては住民基本台帳の宛名番号を持たないものもあるので、それをカバーするため、例えば教育系システム内で住民基本台帳の宛名番号をキーにしてシステム間のデータ連携ができるような環境を構築しておくなど、データの利活用が進むような環境整備を普段から進めておくことが肝要であるとする。

▼システムによる判定の実施（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● データ抽出・リスク判定作業と並行して、付与された点数（リスクポイント）や抽出されたデータの検証・分析を行いながら判定フローの修正を行った。実際に判定処理や作業をして初めて修正点に気付くことも多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際にデータ抽出を行いながら修正していく部分も多く出てくると思うため、検討時間を含めたスケジュールを十分にとりながら計画的に取り組むことが必要である。

▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 人による絞り込みは、メンバーも限られることから、焦点を絞った対象児童の設定を行うことと、絞り込みの要領を明確にすることが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関にも協力を求める場合は、本実証事業の趣旨・目的などについて十分な説明を行い、理解を得ておく必要がある。

▼データ連携により把握した子ども等に対する支援（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● プッシュ型支援の実施においては、本市では要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した。新たな仕組みを作るよりも、既存の仕組みを生かした支援を行うことを重視した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難の類型を「虐待等」とする場合、要保護児童対策地域協議会との関係性を考えておく必要がある。特に、関係機関による見守りも重要であり、そのネットワークの活用も視野に入れる必要がある。

▼困難の種類との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（8章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● リスク判定項目を選定するにあたり現場で想定した関連性の高いデータ項目と、リスク判定結果から判断された関連性の高いデータ項目は、概ね一致していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場で感じている感覚が、データとして裏付けられるような結果であった。 ● 今後も検証を重ね、リスク判定項目やリスクポイントを見直していくことで、リスク判定がより実用的なものに近づいていくと考えている。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（8章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● システムによる判定、人による判定から潜在的に支援を要するこどもを抽出することはできたが、支援を行った結果の検証には至らなかった。要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、支援の経過を確認していく予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を行った結果の検証には、一定の支援期間が必要である。支援経過を確認しながら、その結果をもってリスク判定項目やリスクポイント、判定フローを修正する等、リスク判定をより効果的に行えるようにしていきたい。

【②発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童への支援】

困難の類型「発達障害」においては、保護者の在籍園や小学校への相談及び就学時健診での児童面接により支援の対象者を決定することが多く、小学校入学後に学校生活や学習において困難な状況になってから学校が支援の必要性を認識する児童も多々見られることが課題であった。また、就学時健診の児童面接の実施方法や在籍園との必要な支援の引継方法も各小学校において異なっていたため、令和2年度から、市内で統一した児童面接の実施方法等について検討し、モデル校における取組を行っていた。本事業の実施により構築した「就学前の子ども情報システム」のスクリーニング基準により対象者を判定し、統一した支援引継ぎ表を活用して早期支援及び切れ目ない支援につなげていきたい。

さらに、「就学前の子ども情報システム」を活用することにより、判定や調査などに要する時間が短縮されることから、モデル校実施を踏まえて全校実施に向けて検討する予定である。

図表9-3 本実証を通じて得られた示唆（実証全体を通じた整理）

こどもデータ連携の実証に取り組んだからこそ得られた示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 就学時健診児童面接や在籍園調査の帳票の一括出力及びOCR処理を導入することにより、調査の実施・集計にかかる時間の大幅な短縮や、小学校や在籍園の負担軽減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校や在籍園の負担が軽減する一方で、システムの新規導入に伴う担当職員の負担増や運用体制の構築については課題が残っている。
<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証事業は関係課が教育委員会と福祉部に跨っており、関係者やシステムベンダーとの調整にかなりの時間と労力を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● どのようなデータを連携することでどのような分析を実施する、といった目的を明確にすることが重要である。また、検討の際には、専門の人員や組織体制を構築することが望ましい。

図表9-4 本実証を通じて得られた示唆（検討事項ごとの整理）

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証のうち発達障害等に関しては、令和4年度実証事業当初には連携を想定していなかったことから、データを扱う主体や役割分担の整理が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめデータを扱う主体や役割分担、発見した要支援児童の支援体制を明確化することが、円滑に取り組を進めるうえで重要であると感じた。
<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前の子ども情報システムの構築について、当初協議を進めていたベンダーの辞退 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前に要件定義を行った上での参画可能なベンダーの調査や、連携先システムな

によりスケジュール変更を余儀なくされたが、改めてベンダーを選定し事業期間内にシステム開発を完了することができた。	ど既存ベンダーによる開発を検討し、確実なプロジェクト実施体制を構築することが重要である。
--	--

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携するデータ項目の選定については、本実証実施前から別の会議体で検討を進めていたことから、円滑に選定を進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データの活用主体とデータ保有主体との間で利害関係が一致しない場合も想定されるため、十分に協議を重ねることが重要である。

▼判定基準の検討（3章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準の検討においては、今回はモデル事業の結果を元に、その後の調査対象が膨大にならないよう設定を行ったため、今後継続的に基準の検討を行い、精度を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● より早期発見・早期支援に繋がる基準を設定する必要がある一方で、判定後の作業（人によるアセスメント等）の分量も考慮する必要があるため、判定基準の決定には時間を要すると思われる。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会が所管する市立学校園だけでなく、市立保育所及び私立幼稚園、法人保育所等の関係機関から個人情報の提供を受けることから、法的根拠の整理が必要であり、その管理についても慎重に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委委員会内において個人情報について整理したことを、今後、関係部局や専門家の意見をもとに検証する必要がある。

▼システムの構築（システムの企画・構築、判定機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 各小学校や在籍園といった外部に帳票を送付し、その内容を連携するため、就学前の子ども情報システム内での連携に宛名番号以外のキーを用意する必要があった。ただ 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ連携や各システムの保守管理も加味すると、既存システムへの機能追加も検討の余地がある。

し、システム自体は新規構築だったため、比較的開発上の制約が少なかった。	
-------------------------------------	--

▼データの準備（6章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 今回は紙の帳票を OCR 処理により電子データ化することとした。読取試験では概ね正しく読み込むことが出来たが、実際の帳票は各学校や在籍園が記入するため、読取精度を高めるため記入要領の徹底（枠内に収める、文章の改行位置に気を付ける等）が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の帳票を OCR 処理する際には、人の目によるチェックを行ったとしても一定の読取エラーが生じるため、電子メールや Web フォームを活用し、直接電子データで回収することも視野に入れる必要がある。

▼システムによる判定の実施（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 現状においてシステム開発が完了しておらず、手動で集計し判定を行ったが、今回集計した基準で判定が実施できるようシステムを構築し、同様の抽出結果となることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判定基準の設定・判定実施・結果の抽出・判定基準の調整を繰り返し、判定基準の精度向上を図れる点がシステムによる判定のメリットであると考えられるので、それらの作業を輕易に実施できるようシステムを構築することが望ましい。

▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証期間内では人による絞り込みは未実施であるが、令和6年度以降はシステムによる判定結果を元に在籍園調査を行い、小学校内で組織的に支援の必要性を検討することで、支援対象者の絞り込みを行うことを想定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ連携により把握したこども等を実際に支援するタイミングを考慮して全体のスケジュールを構築する必要がある。（例えば本事業は、人による絞り込みの主体が各小学校であり、かつ小学校入学前に支援体制を構築する必要がある。）

▼データ連携により把握したこども等に対する支援（7章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 本実証期間内ではデータ連携により把握し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業のように支援の主体が各小学校・

<p>たこども等に対する支援は未実施であるが、今後、判定基準等の内容統一により、入学前後のより効果的な支援の実施や、情報の定量化に基づく教育委員会事務局との連携強化を図っていく。</p>	<p>各教職員に分かれる場合などは特に支援内容等の共有（横の連携）を念頭に置いて体制を構築することが重要である。</p>
---	--

▼困難の類型との関連性が高いと判断できるデータ項目の抽出（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<p>（発達障害等に関しては、人による絞り込み及び実際の支援は今後実施する予定としていることから、本項目は昨年度の実証事業に係る継続分についてのみ記載を行うものとする。）</p>	<p>—</p>

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<p>（発達障害等に関しては、人による絞り込み及び実際の支援は今後実施する予定としていることから、本項目は昨年度の実証事業に係る継続分についてのみ記載を行うものとする。）</p>	<p>—</p>